

PwC's View

Vol. 39

July
2022

特集

拡充するアシュアランス業務

——情報の信頼性（トラスト）を担保するために
必要なこととは



pwc

www.pwc.com/jp

特集

拡充するアシュアランス業務

— 情報の信頼性（トラスト）を担保するために必要なこととは

- **シンポジウム** サステナビリティ／DX (AI) が企業にもたらす機会と脅威
— 2022年、東証市場再編やデジタルガバナンス・コード対応が本格化 — 6
- 企業のDXにおける現状と課題
— 会計データの自動抽出を可能にするシステム「Extract」の導入事例を起点に考える ... 17
- AI・テクノロジーで変わる会計／監査／人財
— 情報の出し手・受け手に求められる「情報を捉える視点」とは 20

連載

PwCあらた基礎研究所だより

- 第5回 コーポレートガバナンスと監査
— 英国における改革の最新動向 25

会計／監査

- 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）（企業会計基準公開草案第71号）・包括利益の表示に関する会計基準（案）（企業会計基準公開草案第72号）・税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）（企業会計基準適用指針公開草案第72号）の概要について 31

ご案内

- 書籍紹介 39
- Viewpoint 40
- 海外PwC日本語対応コンタクト一覧 42

特集

拡充するアシュアランス業務

——情報の信頼性(トラスト)を担保するために 必要なこととは

近年、企業価値を測る指標の適用範囲は、従来の財務情報だけでなく、SDGs/ESGやデジタルトランスフォーメーション(DX)などの経営課題への取り組みに関わる非財務情報にも広がってきています。このような動きを踏まえ、当該分野での取り組みをどのように進め、利害関係者にどのように情報を伝えていくか苦慮されている企業も多いのではないのでしょうか。

PwCあらた有限責任監査法人は、こうした経営課題への対応が求められる企業のニーズに応えるため、財務諸表監査や内部統制監査で培ったノウハウを活かし、非財務情報を含む新たな領域においても幅広くアシュアランス業務を展開しています。

本号では、このような財務情報および非財務情報の利用価値が高まっている状況下で、これらの情報への「信頼の付与」がもたらす社会的意義および企業活動への価値について改めて考えてみます。

1つ目の論考「サステナビリティ／DX(AI)が企業にもたらす機会と脅威—2022年、東証市場再編やデジタルガバナンス・コード対応が本格化—」では、各分野のリーダーが参加した座談会の議論を再編集し、昨今のサステナビリティに対する意識の高まりやDXの急速な進展に企業がどう対応していけばよいのか、さらに企業価値評価に利用される非財務情報の信頼性向上について考察しています。

2つ目の論考「企業のDXにおける現状と課題——会計データの自動抽出を可能にするシステム『Extract』の導入事例を起点に考える」では、PwCグローバルネットワークが開発したシステム「Extract」の導入案件を通じて見えてきた企業のDX推進の課題を探り、今後ますます拡大する非財務情報の開示に対して展望を示しています。

3つ目の論考は少し視点を変えて、会計学を学ぶ大学生・大学院生向けに開催したセミナーの内容をもとに、「AI・テクノロジーで変わる会計／監査／人財——情報の出し手・受け手に求められる『情報を捉える視点』とは」を紹介합니다。会計監査に携わり、監査業務の改革にも取り組んできた経験から、情報化社会における情報の質を見極めるために、情報を発信する側と受け取る側の双方がどのような視点を持つ必要があるかについて考察しています。

シンポジウム

サステナビリティ／DX (AI) が企業にもたらす機会と脅威 —2022年、東証市場再編やデジタルガバナンス・コード対応が本格化—

登壇者（登壇順）

PwCあらた有限責任監査法人
執行役副代表（アシュアランスリーダー／アシュアランス
変革／企画管理担当）・AI監査研究所副所長 パートナー
久保田 正崇

PwCあらた有限責任監査法人
フィンテック&イノベーション室長（Co-Lead）
システム・プロセス・アシュアランス部 パートナー
宮村 和谷

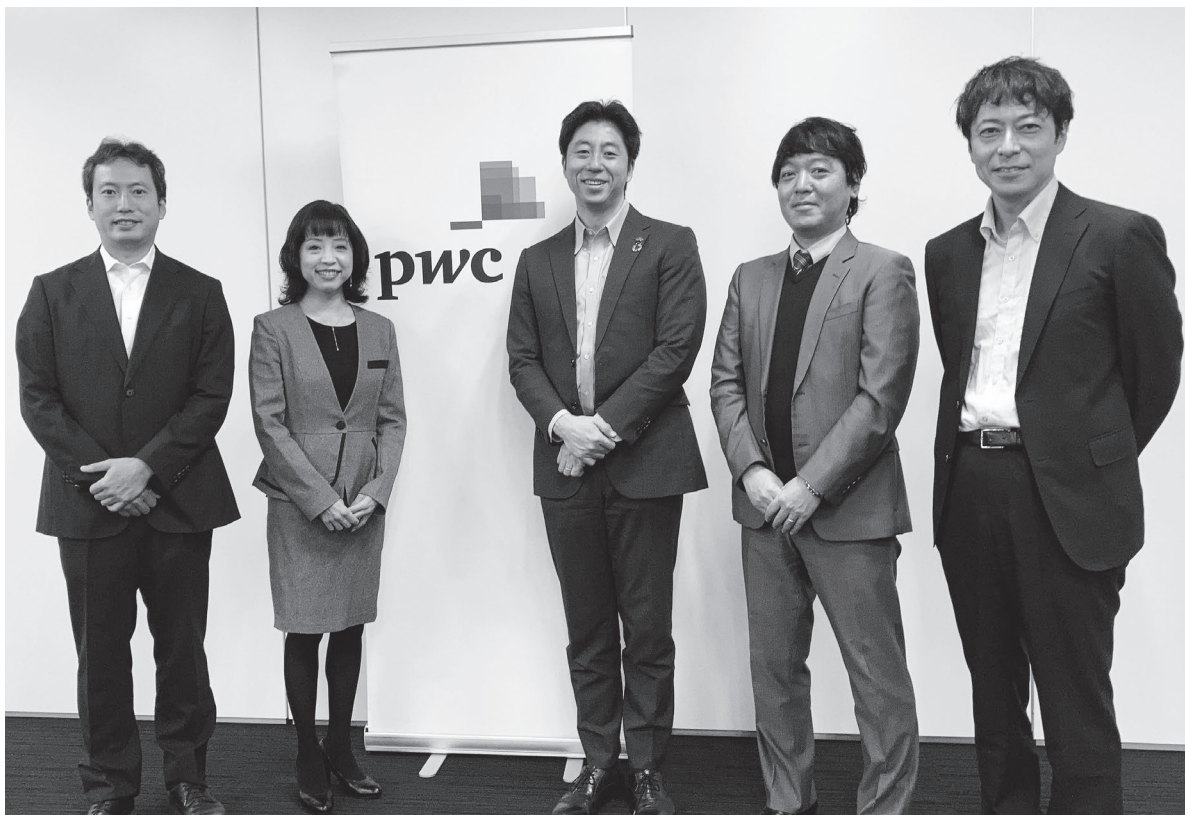
PwCあらた有限責任監査法人
サステナビリティ・アドバイザー部リーダー／ESG戦略室
リーダー パートナー
田原 英俊

PwCあらた有限責任監査法人
執行役（カルチャー変革推進／人財DX担当） パートナー
銀行・証券アシュアランス部 フィンテック&イノベー
ション室長（Co-Lead）／PwC Japan DX Internal Lead／
アシュアランスCulture Change Officer

鈴木 智佳子

PwCあらた有限責任監査法人
アシュアランス・イノベーション&テクノロジー部長
パートナー

近藤 仁



（左から）近藤 仁、鈴木 智佳子、久保田 正崇、田原 英俊、宮村 和谷

※本記事は、pwc.comの連載「サステナビリティ／DX (AI) が企業にもたらす機会と脅威」を再構成したものです。
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/sustainability-dx-seminar.html>

はじめに

社会と資本市場を構成する制度、企業、サプライチェーンシステムなどに求められる役割はESGやデジタルトランスフォーメーション（DX）を切り口として近年急速に増えており、その提供価値はますます多様化が進んでいます。

これらが「機会」となるか「脅威」となるかは、各企業の取り組み方次第ですが、激しい競争を勝ち抜き、市場に残り続けるためには「企業活動において、信頼を構築する」ことにより、これらの脅威をコントロールし、機会を活用していくことがカギとなります。

こうした背景を踏まえ、PwCあらた有限責任監査法人（以下、PwCあらた）は、2021年11月25日、メディア関係者を対象とするセミナー「サステナビリティ／DX（AI）が企業にもたらす機会と脅威—2022年、東証市場再編やデジタルガバナンス・コード対応が本格化—」を開催しました。監査およびブローダーアシュアランス（以下、BAS）業務^{※1}で培った知見に基づき、2022年、そしてその先に、企業にとってどのような機会と脅威があるのか、それを見据えて企業が取り組むべきことは何か、その上でPwCあらたがどのようなサポートを提供できるかを解説しました。

なお、文中における意見は、全て筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

長く存続する企業ほど、幅広く「信頼」を得ている

久保田 東証市場再編、ESG、デジタル——。私たちはこの3つが「非常に密接につながっている」と考えています。2020年頃から、企業がESGやデジタルを重要な課題と捉える動きが加速し、これに対応する形で、多様な情報が世の中に発信されてきました。しかし、これらの中に「正確性や信頼に足る情報」がどの程度あるかは不明瞭です。

現在、プライム市場の基準や在り方に関する議論が特に活発に行われていますが、プライム市場とは基本的に「信頼できる企業の場所」といえます。よって、ESGやデジタルなどを含めた「総合的な信頼の確立」が、プライム市場に上場する企業には特に強く求められるようになって考えています。

2021年度、PwCはグローバルで新たな経営ビジョン

「The New Equation」を発表しました。これは、今後クライアントが直面するであろう、相互に深く関連する「Trust：信頼の構築」と「Sustained Outcomes：ゆるぎない成果の実現」という2つのニーズに焦点を当てています。ここでいうTrustは、安心・安全といった守りの意味に加え、企業の継続的な成長に資する意思決定、投資といった攻めの意味も持ちます。

私たちは、今後の社会・企業は「Trust」と「Sustained Outcomes」の相互関連、循環によって成り立つと考えています。この関連性は、長寿企業にみることができます。生き残るには信頼が必要で、幅広いステークホルダーから信頼を得られれば、長期的に存続できるのです。そして、このサポートにこそ、PwCの存在意義があると考えています。

PwCあらたのミッションは「社会や資本市場を構成するステークホルダーが、各種取引や活動を円滑に行えるよう、Trustを構築・維持するためのガバナンスの一翼を担う」ことです。私たちは監査業務だけでなく、幅広い信頼構築と課題解決をサポートするBAS業務を通じ、企業や社会の信頼確保、未来において期待されるガバナンスやアシュアランスづくりに取り組んでいます。

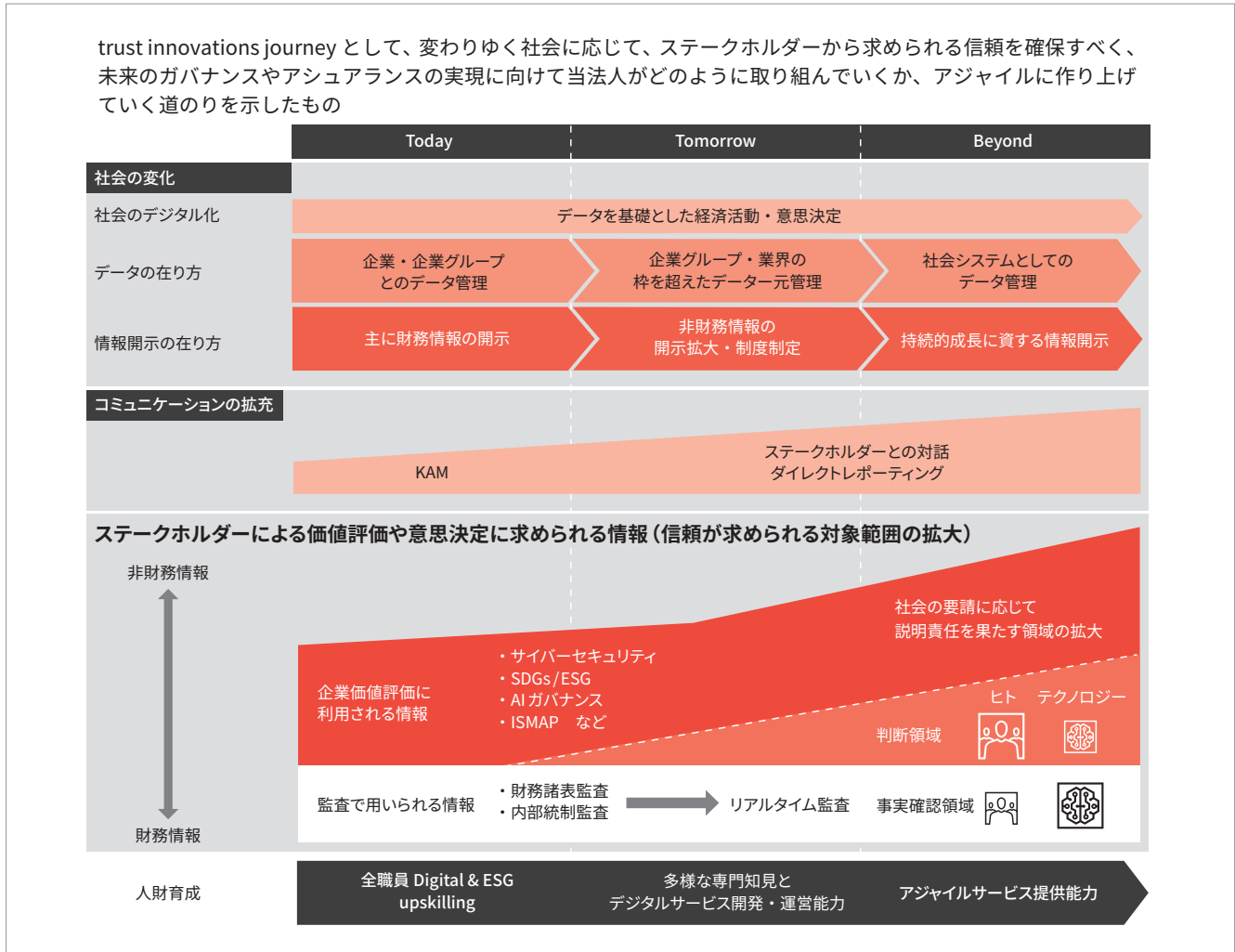
知見を循環させ、監査およびBAS業務の信頼性向上に貢献する

宮村 あらゆる物事がデータ化され、サイバー空間と現実世界が高度に融合する世界、すなわち「Society 5.0」に移っていくと、既存のインダストリーの垣根を越え、顧客の趣向性や行動様式に応じて商品・サービスが連動的に紹介され、取引されていくと考えられます。こうしたデジタルツイン、Society 5.0が実現されていくと、より一層さまざまなデータの信頼性が求められるようになります。

マーケットがSociety 5.0に向けて変革していくにつれ、信頼が求められる範囲も拡大していきます。私たちは従来から、自身の役割の1つとして財務情報の監査を行っていますが、もう1つ大切な役割として、サイバーセキュリティやSDGs、ESG、あるいはAI、デジタルガバナンスといった「企業価値評価に利用される非財務情報」の信頼性向上にも貢献していかなくてはならないと考えています（**図表1**）。

※1 財務領域から非財務領域までにわたるアドバイザーをはじめとした信頼づくりの支援業務。

図表1：trust innovations journeyとは？



図表2は、私たちが「Beyond」と呼んでいる、Society 5.0に移り変わっていく未来で求められる「アシュアランスの概念図」です。例えば、右のサークル内の①は、非財務情報に関わるBAS業務を指しています。ここでいうアシュアランスには、会計監査などの保証業務のみならず、保証業務で培われた知見を活かしたアドバイザリー業務も含まれており、これを私たちはBAS業務と呼んでいます。

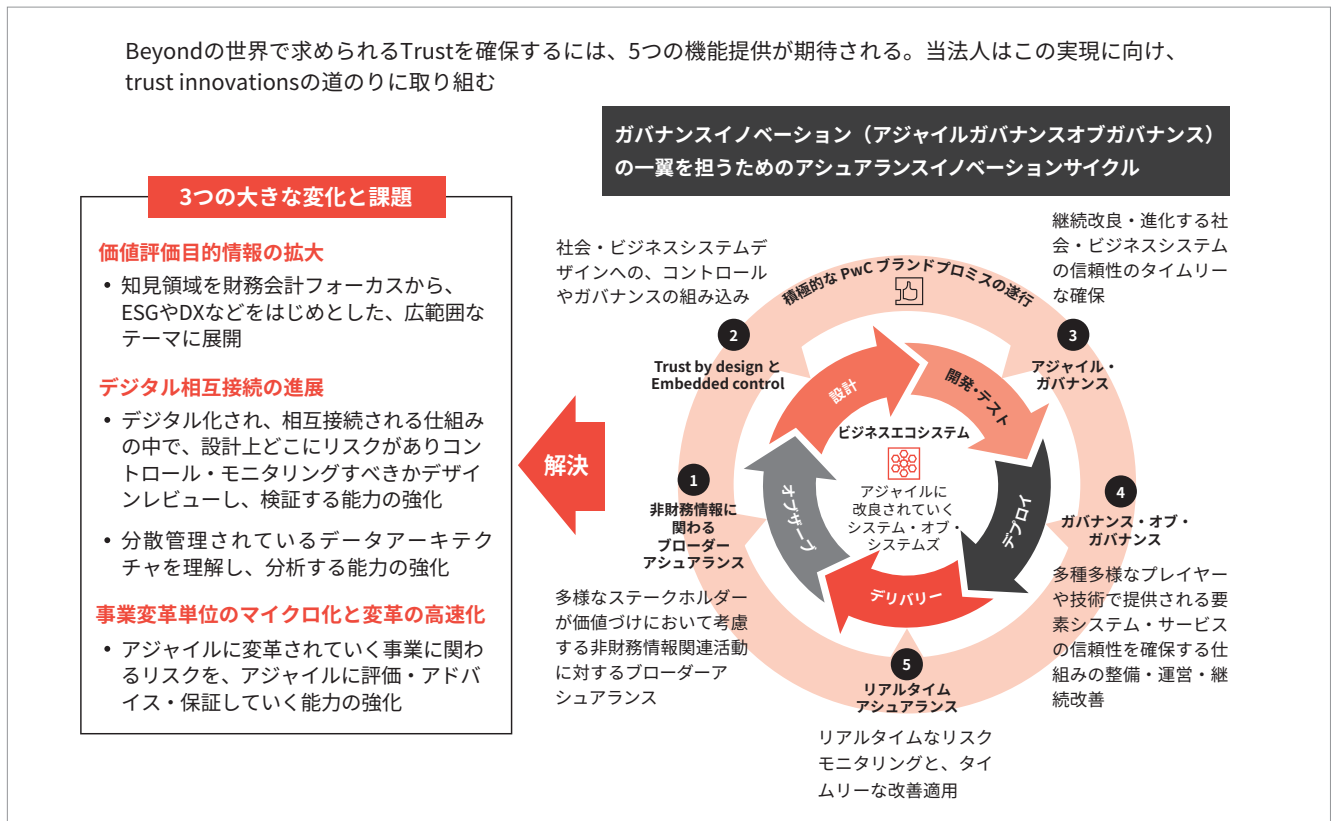
私たちがこうした業務を実際に提供し、貢献していくために何よりも重要なのは「何を強みとし、活かしていくか」に他ならないと思っています。図表3はそれを表したものです。私たちは、監査をはじめとした保証業務で得た知見を、アドバイザリー業務を含めたBAS業務で活かし、BAS業務で得た新しいテクノロジーに関する知見などを、将来の監査や保証業務で活かすといった、循環・進化のサイクルをもって取り組んでいます。

制度として求められる「非財務情報開示」にどう向き合うべきか？

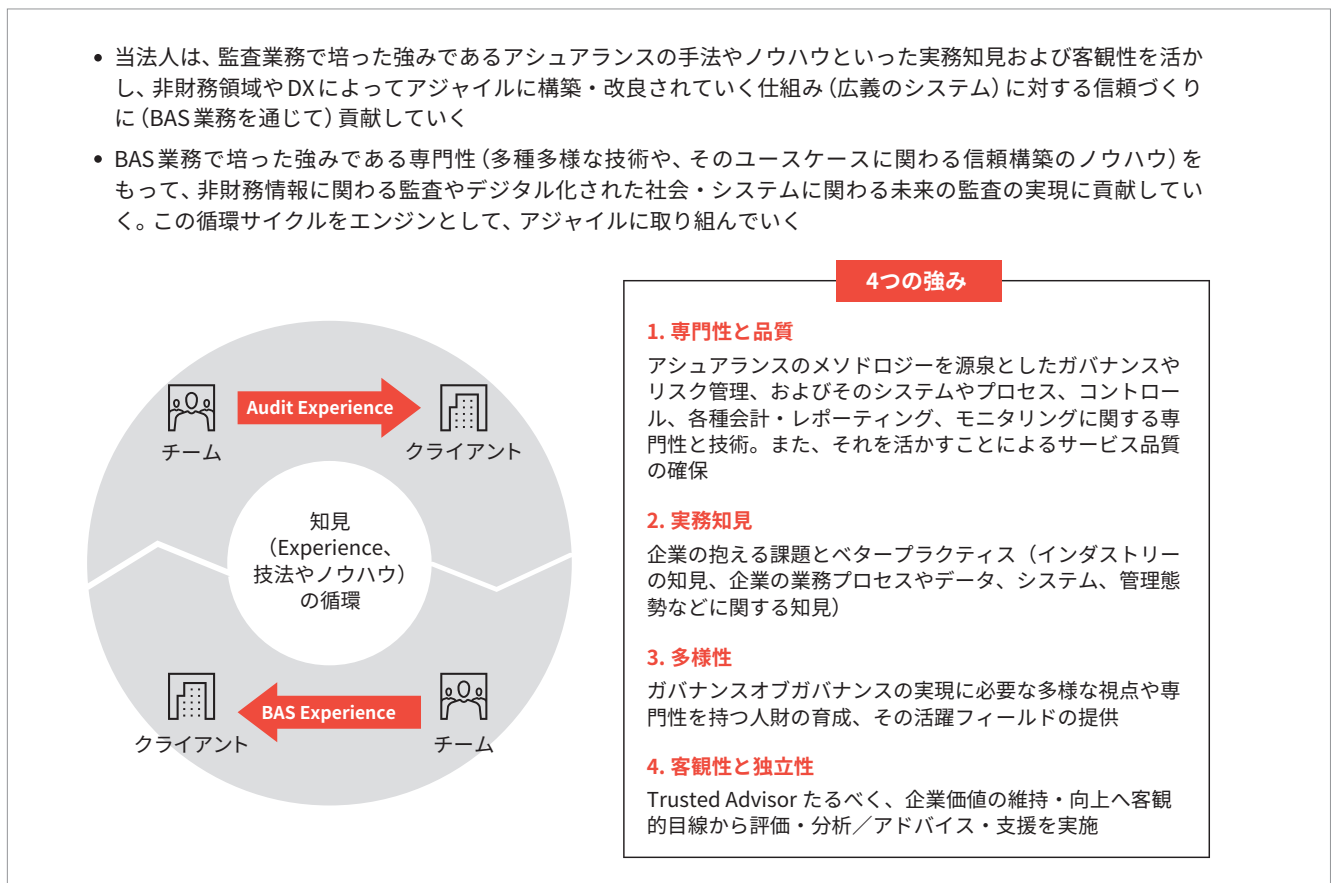
久保田 ESG投資やSDGsは2020年頃から爆発的なブーム、トレンドとなり、企業のESG対応も多く見られるようになってきました。こうした中、2022年4月の東京証券取引所の市場区分再編により、プライム市場上場会社には「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）またはそれと同等の枠組みに基づく開示」が求められることが正式に決まりました。

これまでESG・非財務領域の情報開示は、あくまでも「任意」で、企業にとっては言わば「自由演技的な開示・コミュニケーション」でした。ところが、コーポレートガバナンス・コードの改訂や東証市場再編の中で、今後は自由演技ではなく規定演技、つまり制度として求められることとなります。したがって、継続的かつ組織的に、エビデンス

図表2：Beyondにおいて求められるガバナンスとアシュアランス



図表3：信頼の構築を実現する人財（Beyondの実現に活かす4つの強み）



をもって対応していくことが極めて重要です。

従来のESG情報開示はマルチステークホルダーを対象としており、結局、誰が何のために情報を利用しているかが不明瞭でした。しかし、今回の東証市場再編の中で「投資家に対する情報開示」と定められ、情報の受け手・利用目的が明確になったことで、これまで以上に「ステークホルダーに対する信頼性」が問われるようになります。

現在はまだ、開示したESG情報が誤っていたことで事故が起きるようなこと、例えば企業が不正開示によって粉飾を行い、投資家から訴訟を起こされるといったことはイメージしにくいと思います。しかし、今後は情報開示そのものが投資家の意思決定に利用されるため、企業の故意／過失を問わず、誤った開示が大きな不正や事故につながるリスクは十分に考えられます。

2022年からはプロ投資家に加え、一般投資家もESG情報を意思決定に織り込むようになった結果、ESG情報の「信頼性」が問われています。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設立され、非財務情報の開示基準を開発していくなど、社会のインフラが整いつつある中で、私たちPwCあらたは企業におけるリスクの捉え方、開示のあり方などについて、しっかりと助言できる立場になっていかなければならないと考えています。

ESGの中核は、リスクとビジネス機会を見極め、「戦略的競争優位」を確立すること

田原 IFRS財団のISSB設立によって財務・非財務情報が融合されようとしており、まさに今「非財務情報開示に関わる全てのプレイヤーがアクティブとなった状況」が実現しました。ここからが真の意味で財務・非財務が統合された情報開示が行われ、それをステークホルダーが意思決定に活用していくという流れになっていきます。

このような社会環境の変化を受けて、PwC Japanグループは2020年7月、企業のサステナビリティ経営へのトランスフォーメーションを総合的に支援する専門組織「サステナビリティ・センター・オブ・エクセレンス」を設立しました。PwCあらたとしても、2021年7月に「ESG戦略室」を設置し、監査やESG財務報告の品質向上に寄与する活動を推進しています。

ESG戦略室では監査／BAS業務の観点から、企業がステークホルダーに対して信頼を構築するために、PwCが何をどのように支援できるかという戦略を策定し、実践しています。その施策の1つとして、2021年10月6日付

で公表したとおり、バリューレポーティング財団が実施しているサステナビリティ会計の資格「Fundamentals of Sustainability Accounting (FSA) Credential」の保有者を、今後3年のうちにグループ全体で200人以上に拡大する計画を策定しました。

これまでの社会・環境問題に関する対応は、あくまでもリスクマネジメントとしての施策でした。それが時代とともに変遷し、オペレーションの改善につながる施策にシフトしています。

例えば「環境マネジメントシステムに関する国際規格（ISO14001）を取得すれば、環境負荷が下がるとともにコスト削減につながる」ことや「労働安全衛生の基準を取得すれば、従業員の健康も守れ、企業も健康を担保するコストの削減につなげられる」といったような、オペレーションの改善とサステナビリティがアラインするところで打ち手を探ることがESGの中核となりました。

今後、ESG領域は「戦略的競争優位の領域」となると考えます。これは中長期的な社会・環境課題の中に自社にとってのリスクとビジネス機会を見極め、リスクを低減させつつ機会を最大限活用することで、企業として中長期的に成長していく姿勢こそがサステナビリティ・ESGの根源であることを意味しています。この領域に企業が進んでいくにあたり、監査法人には果たすべき役割が非常に多くあると考えています。

例えば、財務・非財務情報の融合では、統合思考、統合マネジメント、統合報告の実践が当たり前となっていきます。現在の統合報告は「合体されただけ」で、まだ真の意味での統合とはいえません。これが企業の情報開示の仕組みとして統合される中で、企業の情報・活動に対して信頼性をどのように担保・付与していくのかというところが、私たち監査法人の大きな役割になると考えています。

ESGは、企業にとってステークホルダーの信頼を得るために非常に重要な領域となります。信頼を軸として社会に大きな変化が起きる中で、私たちはPwCのパーパスである「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決すること」を実践することで、社会のために貢献していきます。

AI活用における「正と負のインパクト」を理解し、対応するガバナンスを構築することが重要

鈴木 2021年は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）がもたらした物理的・時間的制約を背景に、社会全体で

デジタルトランスフォーメーション（DX）が加速しました。企業にとっては、政府が2020年に発表した「デジタルガバナンス・コード」や「DX認定制度」への対応を求められた年ともいえるでしょう。今後はさらに一歩踏み込んで「AIとデータの信頼性、ガバナンス」が問われるようになってきています。

AIは今後、世界各国のGDPを押し上げるキーになるといわれている反面、「人の権利や尊厳、財産の棄損」を起こすリスクもあります。

例えば、インターネットの「レコメンデーションエンジン」にはAIが用いられているケースが多く、ユーザーの指向性に基づいたコンテンツを優先的かつ自動的に届けてくれます。ユーザーはニーズに合う情報を入手しやすい一方、自身の価値観と異なる情報にふれ難く、そうした情報の存在すら知りえない状況に陥る可能性もあります。レコメンデーションエンジンを活用した各種サービスが拡大していくと、世の中は「多様性」を失ってしまうリスクが想定されます。

その他には、AI導入時に設定したアルゴリズムが誤っていたことで、集計すべき財務・非財務の情報の識別を誤り、投資家やステークホルダーの意思決定がミスリードされるといったリスクも想定されます。実際、海外では金融商品の取引に係るアルゴリズムが間違っていたことから、訴訟問題に発展したケースも出ています。AIは今後あらゆる分野に導入されていくと思いますが、それぞれのシーンで多様かつ大きなメリットが期待される一方で、そのリスクに備える必要もあります。

宮村 企業が「AIに関わる信頼」を構築するには、AI活用における「正と負のインパクト」を正しく理解し、その質と大きさに応じたガバナンスを行っていく必要があります。

このコンセプトを具現化したものが、経済産業省が2021年7月に公表した「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン ver. 1.0（以下、ガイドライン）」であり、これは私が委員として参加している「AI原則の実践の在り方に関する検討会」およびガイドラインのワーキンググループが提示したものです。AIによるイノベーションと社会的メリットを不合理に阻害せず、ステークホルダーからの信頼を構築・維持しながら、AI活用を進めることが重要なのです。

DX時代に欠かせない「アジャイルなガバナンス」とそれを支える「アジャイルなアシュアランス」

宮村 今後DXによりあらゆる物事のデータ化が一層進み、サイバー空間（仮想空間）に蓄積したビッグデータをAIが解析してフィジカル空間（現実空間）にフィードバックする「Society 5.0」の世界に向けて、データやAIを用いたサービスが加速していくでしょう。

あらゆる物事がデータ化・デジタル化される世界においては、サービスのユースケースや設計に一度深刻な不具合が入り込んでしまった場合、AIやデジタルの特徴である「オートメーション（自動化）」「スケーラビリティ（拡張性）」が悪い方向に作用し、人がもたらすものより甚大なインパクトが生じるリスクが想定されます。企業はサービスの設計段階から「信頼・ガバナンスを担保する仕組み」を取り入れた上で、サービスを普及促進・拡大していく必要があります。

あわせて、今後は「アジャイル・ガバナンス」という考え方も非常に重要になります。これは、ある課題について関係する全てのステークホルダー（マルチステークホルダー）とコミュニケーションをとりながら、継続的かつ高速に「環境リスク分析－ゴール設定－システムデザイナー運用－評価・改善」のサイクルを回転させていくガバナンスモデルであり、ガイドラインにも採用されています。

これまで、企業は法制度に則ってビジネスを展開することが前提でした。しかし、世の中の動きが速くなり、多様なサービスが次々とローンチされ、このスピードに法制度が追いついていない現状があります。そこで政府も政策効果の測定に関するデータを用いて事実・課題を把握し、合理的根拠や実態に即した政策の検討を始めました。これは「エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング（証拠に基づく政策立案）」と呼ばれており、まさにアジャイル型の政策立案につながるものともいえるでしょう。

企業側もマーケットの環境変化を先読みし、一度構築したサービスやシステムをアジャイルに改良していかなければなりません。今後、法制度もアジャイルに改良されていく方向性の中で、企業には「アジャイルなガバナンス」が求められています。そして、各種ガバナンスを支える私たち監査法人は、これに応じて「アジャイルなアシュアランス」を提供していく必要があります。

激しい環境変化に応じたアジャイルな事業改良は、まさに企業の生き残りや企業価値の維持・向上に直結するた

め、その監視・評価・方向づけを行うガバナンスは、より一層重視されることとなります。

各領域におけるデータ&AIガバナンスの在り方を今後検討・実現していくには、ステークホルダーの目線から各種インダストリーの制度・特徴、セキュリティ、クラウド、業務プロセス&ルール、会計など、まさにあらゆるテーマのガバナンスを統合的に監視・評価・方向づけできる人材が必要です。

2021年は包括的データ戦略やガイドラインが公表され、デジタル庁が設立されました。今後、AIガバナンスにも密接に関わる「Data Free Flow with Trust (DFFT) ^{※2}」の実現に向けた動きも加速することが見込まれます。これらを受け、企業レベルでもAI倫理やAIガバナンスへの取り組みが本格的にスタートすると考えています。

あわせて、ある1箇所におけるデータやAIの信頼性が損なわれた場合、関連しているシステムオブシステムズ全体に影響が伝播してしまう「システミックリスク」への対応も重要になるでしょう。こうした流れの中で、私たちは先程ご説明したBeyondで求められるガバナンスやアシュアランスに関するイノベーションの取り組みを一層加速していきます。

「リアルタイム監査」の実現には、企業も監査法人も変革が必要

近藤 PwCあらたは2016年に「AI監査研究所」を立ち上げ、テクノロジーを活用した監査業務の在り方を探求してきました。今回はさまざまな取り組みを通じて私たちが実感した「現行の監査業務における課題」や、その解決に資するPwCのリアルタイム監査、AI活用の進捗などをご紹介します。

まず、現行の監査業務における課題は主に2つあり、1つ目は「紙面資料を前提に、企業および監査法人の業務が組み立てられていること」です（**図表4**）。

その代表例が、企業のシステムから出力したデータと、データを裏づける請求書や契約書などの証憑書類^{しょうひょう}との整合性を確かめる「証憑突合」という監査手続です。

この手続では従来「判が押された紙の証憑書類」を閲覧

することが多く、企業への提出依頼や収集、目検、共有といった前処理に多くの時間を要してきました。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によるリモートワークの拡大を受け、企業が紙面資料を扱うことは減りつつありますが、結局「紙が電子ファイルに変わっただけ」で、未だ表計算ソフトへの入力などが必要なケースが多いのが現状です。

2つ目の課題は「企業のデータのフォーマットや粒度が統一されておらず、データを加工・分析する前処理に多くの工数を要すること」です。

監査法人は企業から入手したデータを、用途に応じて加工してから監査手続を始めます。しかし、企業ごとにシステムやデータの仕様が異なるケースも多く、データの整理・入力といった前処理に時間を要してしまいます。その上、データがシステムから正しく出力されたものか、データそのものの信頼性を確認しなければならない場合もあります。

こうした「前処理」に費やす時間は、一般的に監査全体の3〜4割を占めるともいわれていますが、前処理は「本質的な監査業務」ではありません。PwCあらたは前処理の時間削減に向け、特に「標準化」と「自動化」の両面からアプローチを進めることで、**図表4**下部の「将来」の部分で示している在り方を目指しています。

企業の資料・データは千差万別で、年度によってその見え方が異なることもあります。単に自動化するだけでは毎年メンテナンスを行う必要があるため、標準化と組み合わせることが重要なのです。

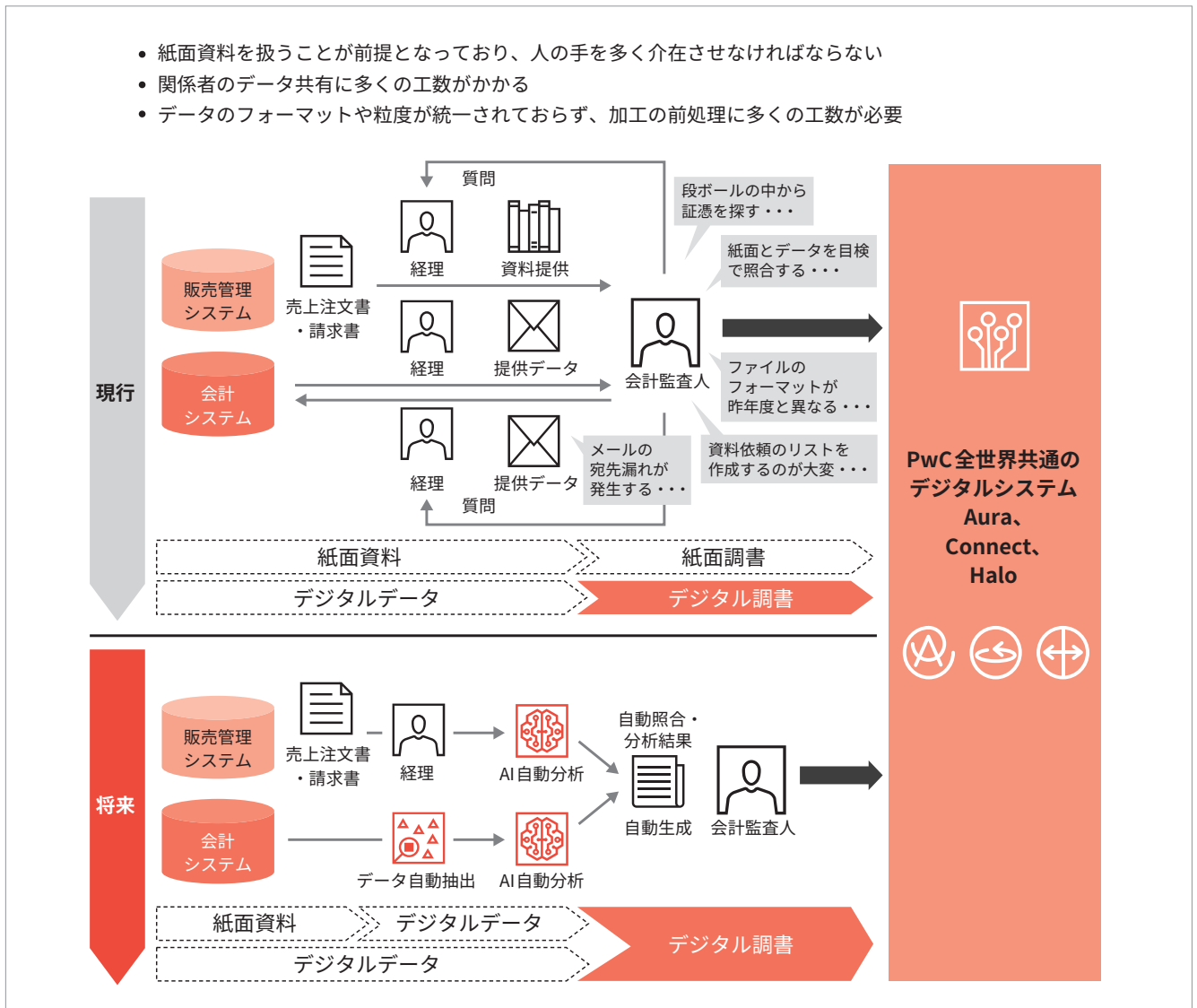
久保田 私たちは、左の「被監査対象」の多様なデータが右の「監査法人」に自動連携される際、中央にあるデータプラットフォームがデータを標準化・蓄積するという「リアルタイム監査」を目指しています（**図表5**）。

会計システムごとにデータの仕様や出力形式は異なりますが、仕訳の日付や勘定科目、金額、起票者、承認者などの情報は必ず入力されています。私たちは、こうした「どのシステムにも存在するデータ」をPwCグローバル共通のデータモデルに合わせて扱いやすいように標準化し、分析などに活用しています。

リアルタイム監査の実現には、企業側のデジタル化やデータ標準化も重要です。データが企業の保有段階から標準化されていると、一連の監査業務をさらに迅速化できます。現在、データの自動連携から標準化までクリック1つで1〜2時間で行えている事例もある一方、手作業が一部必要になるために10営業日を要してしまうという事例

※2 2019年1月のダボス会議において、日本から世界に発信された「プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す、というコンセプト」
出所：高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部官民データ活用推進戦略会議「デジタル時代の新たなIT政策大綱」（令和元年6月7日）
https://www.gyoseiq.co.jp/wp-content/uploads/it-measures_2019_01_01_01.pdf

図表4：現行の監査業務における課題



もあります。手作業の必要性が残っていれば、当然、リアルタイム監査は難しくなります。

企業にとって「デジタル化」は喫緊の課題ですが、デジタルや自動化のメリットを最大限獲得するには「標準化」も不可欠です。標準化されたデータはコンピューターで処理しやすく、適切な分析結果も導きやすくなり、AIの正しい学習を促します。データの標準化は企業・監査法人の双方に大きなメリットがあるのです。

PwCあらたは世の中の標準化に関する取り組みに積極的に関与しており、官民で進めている全銀EDIシステムや電子インボイス推進協議会などにも参加・協力しています。社会全体で標準化に取り組むことはDXだけでなく、その前提となる「情報の信頼性確保」につながると考えています。

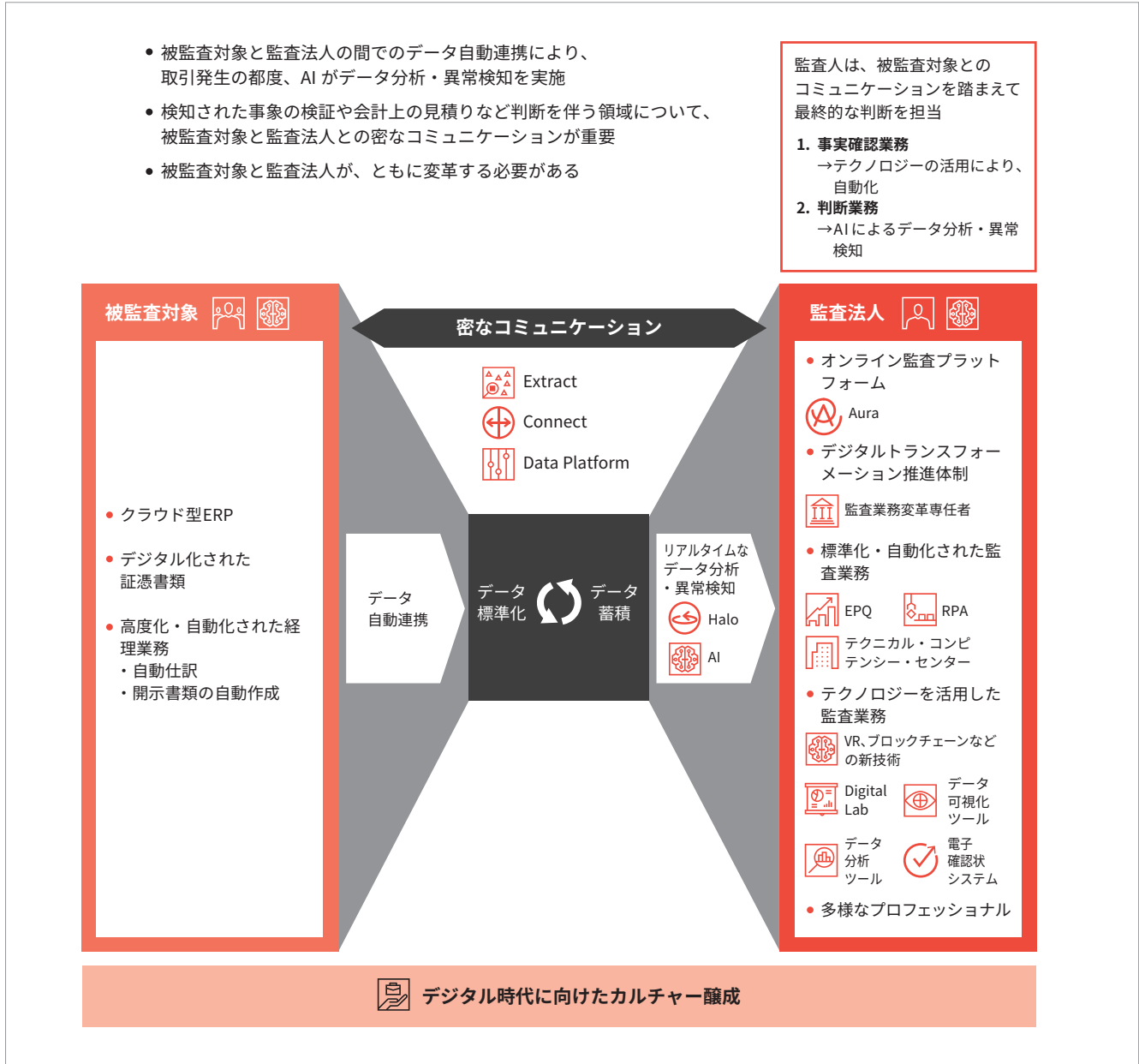
近藤 最後に、自動化・標準化の先にある「未来の監査」に資するものとしてPwCが開発を進める、AIを活用した監査ツール「Cash.ai」をご紹介します（**図表6**）。

「Cash.ai」は、現金及び預金の監査手続を自動化するツールです。AIを活用して銀行・被監査対象のデータを読み込み、その上でデータを標準化し、監査手続を自動で実施して文書化まで行います。

開発当初は、データを読み込む部分で相当の補正を要しましたが、機械学習を重ね、精度を高めることができました。PwC英国などでパイロットテストが進んでおり、2021年には「人間による監査よりも品質が高い」という結果が得られ、非常に将来性が期待されています。

日本での導入に向けては、銀行・被監査対象のデータを数多く学習させることが必要です。その上で十分な精度

図表5：人とテクノロジーが共創した「リアルタイム監査」



- 被監査対象と監査法人の間でのデータ自動連携により、取引発生の都度、AIがデータ分析・異常検知を実施
- 検知された事象の検証や会計上の見積りなど判断を伴う領域について、被監査対象と監査法人との密なコミュニケーションが重要
- 被監査対象と監査法人が、ともに変革する必要がある

監査人は、被監査対象とのコミュニケーションを踏まえて最終的な判断を担当

1. 事実確認業務
 - テクノロジーの活用により、自動化
2. 判断業務
 - AIによるデータ分析・異常検知

を達成できる見込みが立れば、近い将来に実用化できると考えています。この点においても、企業側で資料やデータの標準化が進んでいけば、精度の向上は早まるとみています。

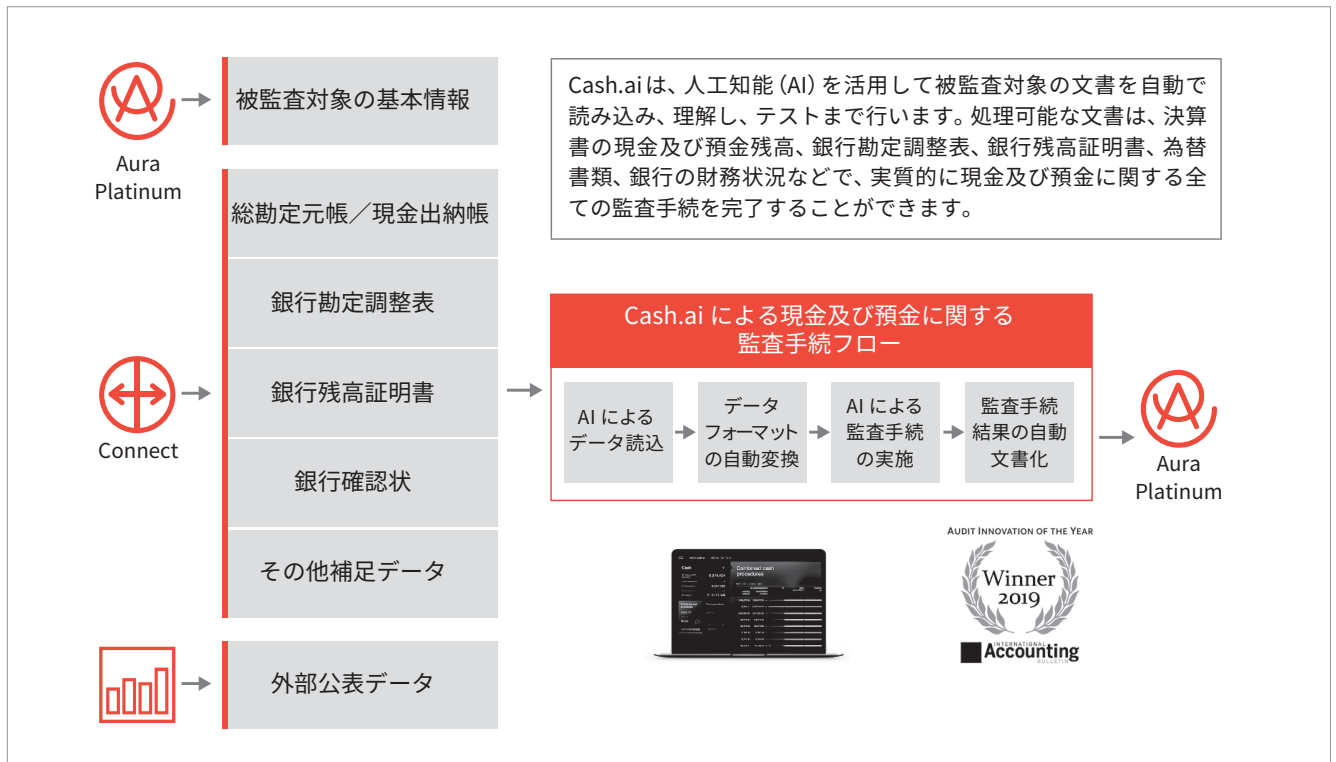
久保田 本シンポジウムでは「信頼」をキーワードに、4つのセクションを通じて「サステナビリティ」と「DX (AI)」が企業にもたらす機会と脅威についてご説明しました。図表7にて、企業が2022年およびその先に検討すべき事項をまとめています。

コーポレートガバナンス・コード改訂や東京証券取引所

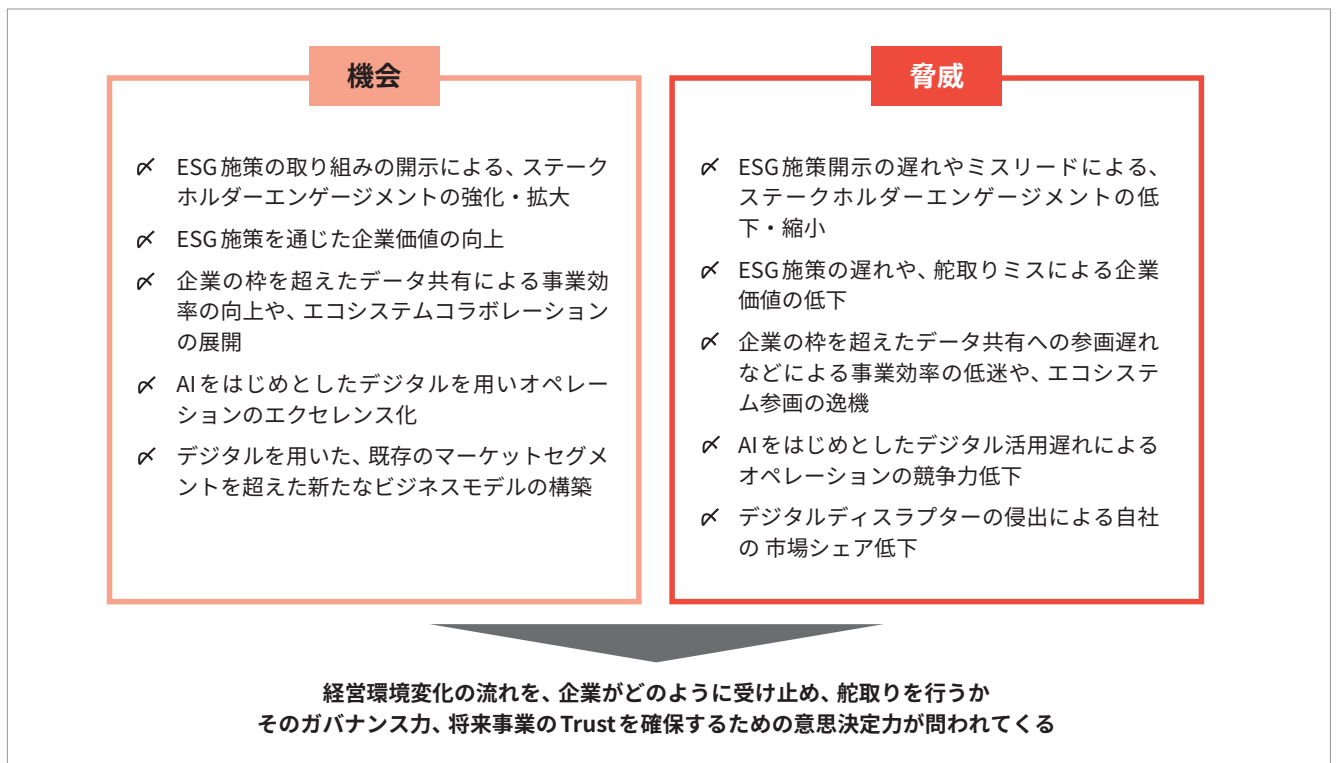
の市場区分再編の中で、従来の「自由演技的な開示・コミュニケーション」は通用しなくなってきており、開示内容や各種ガバナンスの信頼に対する要求が高まっています。その要求に明確に応えられる企業にとって今は飛躍の時期となり、ブランドイメージをも一変させる機会となるでしょう。

しかし、その要求に応えられない場合はビジネス全体に悪影響が生じるでしょう。これまで、財務情報の開示ミスは「会計上の問題」と捉えられてきた側面がありますが、非財務情報の開示ミスは企業・事業そのものへの脅威になり得ます。デジタル化の遅れ・失敗は、致命的な経営リス

図表6：PwCのAI - Cash.ai



図表7：サステナビリティ／DX (AI) が企業にもたらす機会と脅威



くに発展しかねません。だからこそ「信頼を確保するための仕組み」を事業戦略あるいはガバナンスの中に組み込んでいくことが重要なのです。特にプライム市場上場会社には、本シンポジウムでお伝えした内容は「経営の前提」として実現することが求められていきます。

久保田 正崇 (くぼた まさたか)

PwCあらた有限責任監査法人
執行役副代表 (アシュアランスリーダー／アシュアランス変革／企画管理担当)・AI監査研究所副所長 パートナー

1997年青山監査法人入所。2002～2004年までPwC米国シカゴ事務所に駐在し、現地に進出している日系企業に対する監査、ならびに会計・内部統制・コンプライアンスに関わるアドバイザリー業務を経験。帰国後、2006年にあらた監査法人 (現PwCあらた有限責任監査法人) に入所。国内外の企業に対し、特に海外子会社との連携に関わる会計、内部統制、組織再編、開示体制の整備、コンプライアンスなどに関する監査および多岐にわたるアドバイザリーサービスを得意とする。2019年9月に執行役専務 (アシュアランスリーダー／監査変革担当) に就任。監査業務変革部長、会計監査にAIを取り入れ監査品質の向上や業務効率化を目指すAI監査研究所副所長を兼任。

メールアドレス：masataka.m.kubota@pwc.com

宮村 和谷 (みやむら かずや)

PwCあらた有限責任監査法人
フィンテック&イノベーション室長 (Co-Lead)
システム・プロセス・アシュアランス部 パートナー

大手電気通信事業者においてITコンサルタント、アーキテクトとしてエンタープライズクライアントのBPRやシステム構築に携わった後、リスクコンサルファームを経てPwCあらた有限責任監査法人に入所。以後、一貫してデジタルトランスフォーメーションやビジネスレジリエンスに関するアドバイザリープラクティスを提供。製造、小売、サービス、金融、エンターテインメント等、幅広い業種の企業をクライアントに抱え、業種をまたいだデジタルビジネスの立上げに関わるアドバイザリーサービスや、ERMやBCM等の強化支援サービスも数多く手掛ける。現在は、オペレーショナルエクセレンス・デジタルトランスフォーメーションに関するプラクティスのCo-Leaderを務める。

メールアドレス：kazu.miyamura@pwc.com

田原 英俊 (たはら ひでとし)

PwCあらた有限責任監査法人
サステナビリティ・アドバイザリー部リーダー／ESG戦略室リーダー
パートナー

理学修士 (環境政策／環境技術)、工学修士 (土木工学)
大手自動車メーカーにて環境戦略立案、マネジメント改善、情報開示に従事したのち、2011年1月よりPwCあらた監査法人にて自動車、通信、食品・飲料、航空、重工業など幅広い産業におけるサステナビリティに関する戦略立案、マネジメント改善、および情報開示・格付けのアドバイザリー業務に従事。日本公認会計士協会非財務情報開示専門委員会委員などを歴任。

メールアドレス：hidetoshi.tahara@pwc.com

PwCあらたはこうした背景を踏まえ、社会や資本市場を構成するさまざまなステークホルダーが各種取引や活動を円滑に行えるよう信頼を構築し、維持するためのガバナンスの一翼を担い、企業あるいは社会そのものと多様な課題の解決に取り組んでまいります。

鈴木 智佳子 (すずき ちかこ)

PwCあらた有限責任監査法人
執行役 (カルチャー変革推進／人財DX担当) パートナー
銀行・証券アシュアランス部 フィンテック&イノベーション室長
(Co-Lead)／PwC Japan DX Internal Lead／アシュアランスCulture Change Officer

公認会計士、(社)日本証券アナリスト協会検定会員
日本公認会計士協会 業種別委員会 仮想通貨対応専門委員会 専門委員長

仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査、分別管理監査業務をリードし、また、仮想通貨交換業者に対するガバナンス態勢、内部統制体制整備アドバイザリー業務をリードしている。国内外でこれまで18年以上、銀行・証券会社の米国会計基準／US PCAOB基準、IFRS/ISA、日本会計基準／監査基準に基づく監査およびアドバイザリー業務を提供しており、現在も引き続き、グローバルに活躍する金融クライアントに対し、金融規制関連業務、日本会計／監査基準、米国会計基準/US PCAOB基準に基づく監査業務、IFRSに関する会計アドバイザリーおよびコンバージョン業務、内部統制アドバイザリー業務を提供。「ブロックチェーン推進協会」監事。

メールアドレス：chikako.suzuki@pwc.com

近藤 仁 (こんどう ひとし)

PwCあらた有限責任監査法人
アシュアランス・イノベーション&テクノロジー部長 パートナー
公認会計士

2001年中央青山監査法人入所。2006年から2008年までPwC米国ボストン事務所に出身し、現地監査コアチームメンバーとして米国SEC登録企業などの監査業務を経験。

帰国後はPwCあらた有限責任監査法人において、国内上場企業、海外上場企業 (米国SEC登録企業を含む)、外資系国内企業の会計監査業務、J-SOX/US-SOX監査業務など、数多くの金融商品取引法監査および法定監査業務に従事するとともに、システム・プロセス・アシュアランス部門において会計監査目的のシステムレビューや、内部監査などのアドバイザリー業務、IFRS新規適用のアドバイザリー業務を経験。

現在、国内上場企業の監査責任者としてJ-SOXを含む会計監査業務に携わるとともに、監査業務のデジタル化にも従事している。2019年9月よりアシュアランス・イノベーション&テクノロジー部部長に就任。

メールアドレス：hitoshi.kondo@pwc.com

企業のDXにおける現状と課題

——会計データの自動抽出を可能にするシステム「Extract」の導入事例を起点に考える



PwC あらた有限責任監査法人
コンプライアンス・テクニカル・ソリューションズTCC部
パートナー 尻引 善博

はじめに

日本企業において、老朽化・複雑化・ブラックボックス化した既存システムのデジタル・トランス・フォーメーション(DX)を本格的に進めたとしても、データの利活用・連携が十分に実行できないため、その効果も限定的であるという問題が指摘されています。データの利活用を促進するためには、まずはデータの連携や標準化が重要になります。

監査業務におけるデータ自動連携と標準化を実現する取り組みの1つが、2020年7月より運用を開始した「Extract」です。これはPwCが開発した独自のツールで、被監査会社のERP(統合基幹業務システム)から会計データを自動抽出し、PwCのセキュアなデータプラットフォームにデータを連携することを可能とします。本稿では、Extractをはじめとするテクノロジーを活用することで監査がどのように変わっていくのかについて解説します。

文中における意見は、全て筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

1 Extractとは

Extractは、PwCが開発した、被監査会社のERPから会計データを自動で抽出するシステムです(図表1)。データは暗号化・圧縮され、PwCのセキュアなデータプラットフォームに連携されます。これまで手作業で実施されていたデータの取得を自動化し、データ提供プロセスを簡素化することで、被監査会社と監査人の双方の時間を削減します。連携されたデータは一定のフォーマットに変換され、データプラットフォームにデータを蓄積し、全ての監査業務で使用するPwCの電子監査調書システム「Aura」などと連携することにより、監査の効率化・高品質化を実現します。

Extract導入以前は、監査手続に必要なデータの提供依頼を監査チームから受け取った後、被監査会社が手動でデータをERPなどのシステムから抽出するという流れでした。抽出したデータをそのまま提供できる場合ばかりではなく、指定のフォーマットへの変換を依頼しなければならない場合もあり、被監査会社の担当者にとって大きな負担となっていました。

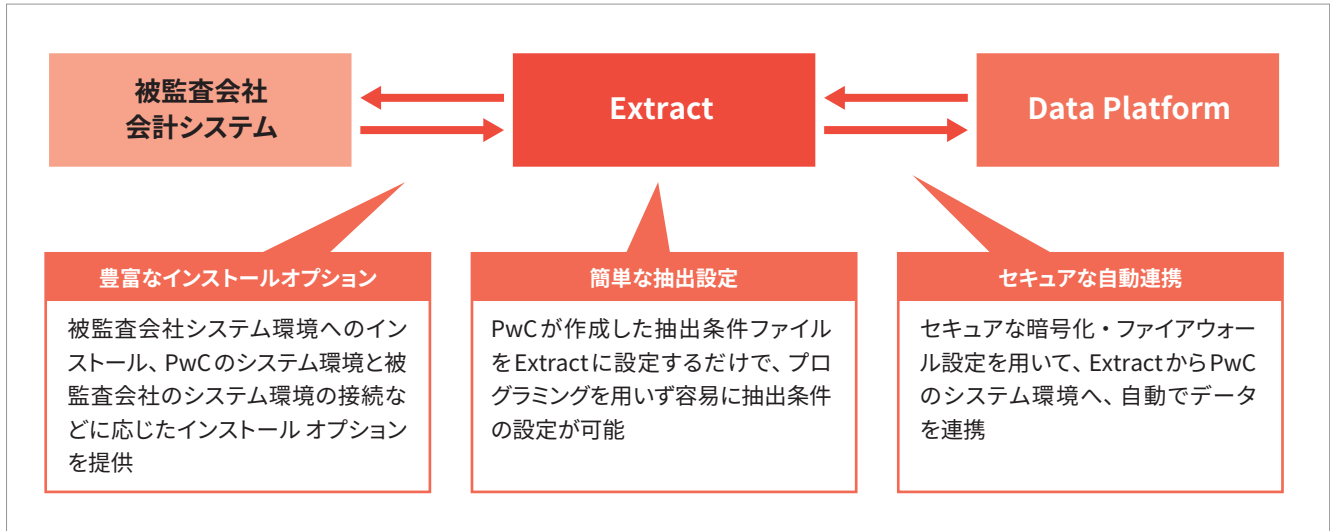
Extractは、データの抽出や標準フォーマットへの変換、監査チームへの送信といったプロセスを自動化することができます。既に導入済みの被監査会社では、Extractを用いて一部のプロセスの自動化を実現しています。

2 Extract導入による仕訳テストの自動化と適時モニタリング

仕訳テスト^{※1}は、一定の期間内に計上された仕訳に対してまとめて行われるのが一般的です。被監査会社から年間の

※1 仕訳テストとは、経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続の一環であり、監査人が財務諸表作成プロセスにおける重要な仕訳入力およびその修正について検証する手続を言います。

図表1：Extractの特徴



仕訳データを入力し、その仕訳データが漏れなく抽出されているかを確認した上で検証を開始するため、事前準備に1週間程度かかることもあります。網羅的に仕訳データが抽出できていない場合や決算整理仕訳を追加で計上した場合など、何度も仕訳データの抽出、標準フォーマットへの変換、監査チームへの送信を繰り返すことがあり、これらは、期末監査の限られた期間において被監査会社・監査チームともに多大な負担を感じるプロセスです。

Extractを導入することで、被監査会社の担当者の手を煩わせることなく、監査手続を開始するまでに必要なプロセスを自動で行い、すぐに異常な仕訳の抽出や裏付け資料の閲覧といった本質的な業務に取り掛かれる環境を作り出すことができます。また、異常な仕訳に対して監査人が迅速に対応できるようになり、監査品質の向上が期待され、監査人の適時モニタリングによる業務の前倒しにもつながると考えられます。

3 企業のDXにおける現状と課題

被監査会社とともにExtract導入のための検討を進めていく中で、新たなテクノロジーの導入効果を得るにはいくつか課題があることが明らかになってきました。

(1) データの精度

まずはデータの精度の課題です。例えば、購買プロセスを分析する場合、仕入先のマスターデータと連携させて分析を実施しますが、支払い条件や仕入先区分などのマスターデー

タが適切に運用されておらず、分析に必要なデータを手でできないことがあります。実際に、企業によってはマスターデータを参考情報程度にしか利用していないケースがまだまだ散見されるため、今後改善すべき課題と言えます。

(2) データ形式

2つ目はデータ形式の課題です。詳細な分析を行うには取引単位でのデータが必要になりますが、会計システムへの登録が取引単位で行われていないケースがあります。例えば、購買システムと会計システムが別々に運用され、月次バッチ処理で合計仕訳が起票されるような場合、会計システム上のデータだけでは取引単位で分析することができません。取引単位の分析を行うとしたら会計システムと購買システムの双方のデータを抽出することが前提になりますが、抽出の仕組みが複雑化し、抽出したデータの信頼性を担保することが容易ではなくなります。

日系企業は販売管理システムや購買管理システムが会計システムとは分かれているケースも多く、これらを統合していくことも今後の課題となります。

(3) プロセスのデジタル化

最後はプロセスのデジタル化の課題です。データの抽出や分析にテクノロジーを活用する場合、システム内でデータとして記録が残っているプロセスしか扱えません。例えば、紙の書類に押印するといったシステム外での承認を行う場合、承認に関するデータ自体が存在せず部分的にしか分析できないため、分析から得られるインサイトも限定的になります。今後の課題として、あらゆる業務プロセスをシステム内で行

いデータ化することが挙げられます。

これらの課題を解決するには、被監査会社のデジタル化を強力的に推進する必要があります。監査業務のデジタルトランスフォーメーション（DX）は、被監査会社と監査法人の二人三脚で進めることが重要になります。

4 テクノロジーの導入がもたらす監査法人の変化

現状、標準的な業務プロセスにおける会社内部のデータ同士の連携による分析を中心にテクノロジーの導入が進んでいます。被監査会社および監査法人双方のDXがさらに進展していくと、公開されている外部データとの連携や新たなテクノロジーにより監査業務の変革が一層進んでいくでしょう。

そして、被監査会社の競合他社の公表データと連携することで監査のリスク評価を行ったり、金融機関の入出金データと連携することで売上や仕入の取引テストを自動化したりすることも可能になるかもしれません。また、AIを活用した不正取引検知ツールの高度化によって不正の早期発見も期待できます。

DXに係る取り組みは企業によって温度差があるものの、デジタル化は今後ますます進展していくと想定されます。DXを推進する際は、個社だけで取り組むのではなく、競合他社との協調領域の形成やDX推進にあたり対等な立場で伴走できる企業とのパートナーシップの構築が重要になります。監査法人も企業とともにDXを推し進める存在となるために、時代の変化に柔軟に対応できるように自らを律していきたいと思えます。

尻引 善博（しりびき よしひろ）

PwCあらた有限責任監査法人
コンプライアンス・テクニカル・ソリューションズTCC部
パートナー

1998年、青山監査法人監査部に入所、製造業を中心としたグローバル企業の会計監査業務、内部統制報告制度に基づく内部統制監査および導入・改善支援やIFRS導入アドバイザー業務に従事。2006年あらた監査法人入所後、2013年1月よりPwCインド（バンガロール事務所）へ赴任。PwCインドにおいては、南インドを中心に監査・税務・アドバイザーを幅広く担当し、2015年7月に帰国。会計・税務に関するセミナー講師および会計・税務の翻訳・執筆も行っている。2018年7月よりインドデスクリーダーを担当。2019年7月、監査業務変革のための業務標準化と効率化を目的として、テクニカル・コンピテンシー・センターを立ち上げ、リーダーを担当。

メールアドレス：yoshihiro.shiribiki@pwc.com

AI・テクノロジーで変わる会計／監査／人財 ——情報の出し手・受け手に求められる「情報を捉える視点」 とは



PwCあらた有限責任監査法人
アシュアランス・イノベーション&テクノロジー部
マネージャー 玉井 暁子

はじめに

デジタル化の進展により、デジタル化された情報が瞬時にオンライン上で流通・共有され、容易に複製されるようになりました。情報伝達コストの低減により利便性が高まる一方で、フェイクやデマといった誤った情報も瞬時に拡散され、社会的な混乱を招く事態も実際に発生しています。情報の出し手・受け手ともに、情報の真偽を見極めた上で情報を発信または活用するといったリテラシーの向上が求められています。

2022年2月5日、「AI・テクノロジーで変わる会計／監査／人材」をテーマに、会計学を学ぶ大学生・大学院生に向けた特別セミナーをオンラインで開催し、全国から113名の学生に参加いただきました。本セミナーでは、①会計を学ぶことの有用性、②監査を学ぶことの重要性、③これからの時代に求められるスキルの3点について、会計監査の経験と監査業務変革の取り組みを踏まえて講演を行いました。本稿は、当日の講演の要点をまとめた上で、これからの時代における情報との付き合い方について考察します。

文中における意見は、全て筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

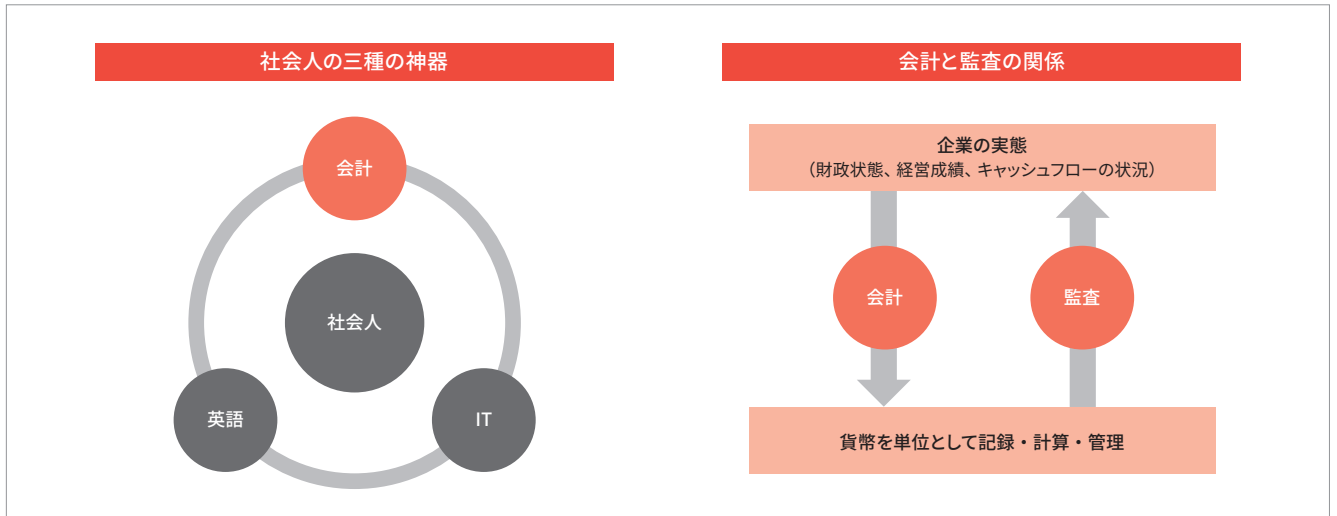
1 「情報を捉える視点」を養うという観点で 会計・監査を学ぶ意義がある

「将来的にAIに代替されると言われている会計を、これから学ぶ意義はあるのでしょうか」。このような質問を、会計学を学ぶ大学生・大学院生から受けることがあります。会計士を目指す受験生の中には、AIを会計監査で当たり前を活用するようになったときの会計士のあり方について不安を抱いている人も少なくありません。会計仕訳の起票ひとつとっても、従来は取引明細の取得から仕訳の起票までヒトが行っていましたが、会計システムと連携した銀行口座やクレジットカードの取引情報を一括で取得し仕訳を自動起票できるようになるなど、テクノロジーの利活用が進んでいます。テクノロジーで自動化可能な領域においては、ますますヒトが介在する余地が少なくなっていき、ヒトが担う役割の大部分が、テクノロジーが処理した結果を評価し判断することに集約されていくでしょう。このような時代だからこそ、「情報を捉える視点」を養うという観点で、会計・監査を学ぶ意義があると考えています。

① 会計を学ぶことの有用性

企業の実態を貨幣を単位として表現するのが、会計です。企業が行う全ての活動は最終的にお金の移動を発生させ、会計のルールに従い財務情報として表現されます。裏を返せば、会計の知識があれば、財務情報からどのような取引が行われたのかを推測することや、企業の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況を把握することができます。数値化された情報は比較や分析が容易であり、会計の知識と組み合わせることで、状況に応じた適切な意思決定を行うことが可能になります。このような特性がある会計は、社会人にとって大切な要素として、英語やITと並んで「社会人の三種の神器」に挙げられます（図表1）。

図表1：社会人の三種の神器・会計と監査の関係



② 監査を学ぶことの重要性

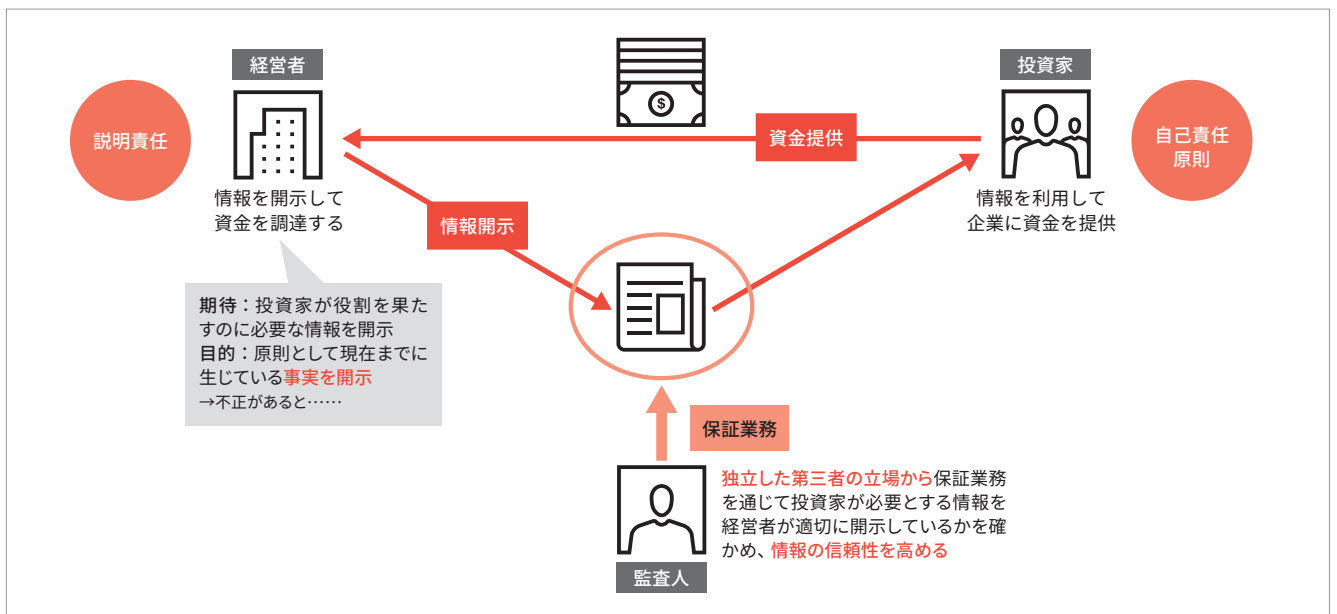
財務情報から実態を把握し、意思決定に役立てることができるのが会計の知識だとすれば、その意思決定に使う情報そのものが信頼し得るものなのか判断するときに役立つのが監査の知見です。監査は、情報の信頼性（トラスト）を高めるものと言えます。

監査が情報の信頼性（トラスト）を高めるとはどのようなことか、ディスクロージャー制度を例に考えます。ディスクロージャー制度の主たる当事者として、情報を利用して企業に資金を提供する投資家、情報を開示して資金を調達する経営

者、および両者の間に介在し、保証業務を通じて情報の信頼性を高める監査人の3者が挙げられます（図表2）。

投資家が企業に資金を提供する際、企業の将来を予測する上で企業の現状に関する情報が必要になるものの、その情報を入手する機会について、投資家と経営者の間には大きな格差があるのが一般的です。投資家と経営者の間にある情報の非対称性を緩和し、証券の円滑な発行や流通を実現するため、企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけの成果を上げているのかについて情報開示を促すことが、ディスクロージャー制度の存在意義となります。

図表2：ディスクロージャー制度



出所：企業会計基準委員会「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」（2006年12月） https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/begriff_20061228.pdf

経営者により開示される情報は、原則として現在までに生じている事実であることが求められています。そして、経営者は、投資家をはじめとするステークホルダーに対し、自社の状況について正しく情報を説明する責任（アカウンタビリティ）を負っています。しかし、経営者には自己または自社の利益を図る上で事実を歪めた情報を開示する誘因があり、自ら作った情報の正しさを自ら証明することはできません。そこで、経営者は、独立した第三者である監査人に証明（保証業務）を依頼します。

財務情報・非財務情報に関わらず、仮に経営者が開示する情報に誤りがあった場合、そしてその誤りが意図的なもの（不正）であった場合、虚偽の表示がもたらす負の影響は誤った情報を開示した企業にとどまらず、市場そのものに対する投資家からの信頼を著しく低下させることになります。だからこそ、市場の仕組みとして保証業務が組み込まれており、独立した第三者である監査人が経営者が適切に開示しているかを確かめ、「適正」か「不適正」を意見として表明します。

監査人は情報の信頼性をどのように確保しているのか、リスク・アプローチの考え方を踏まえて紹介します。

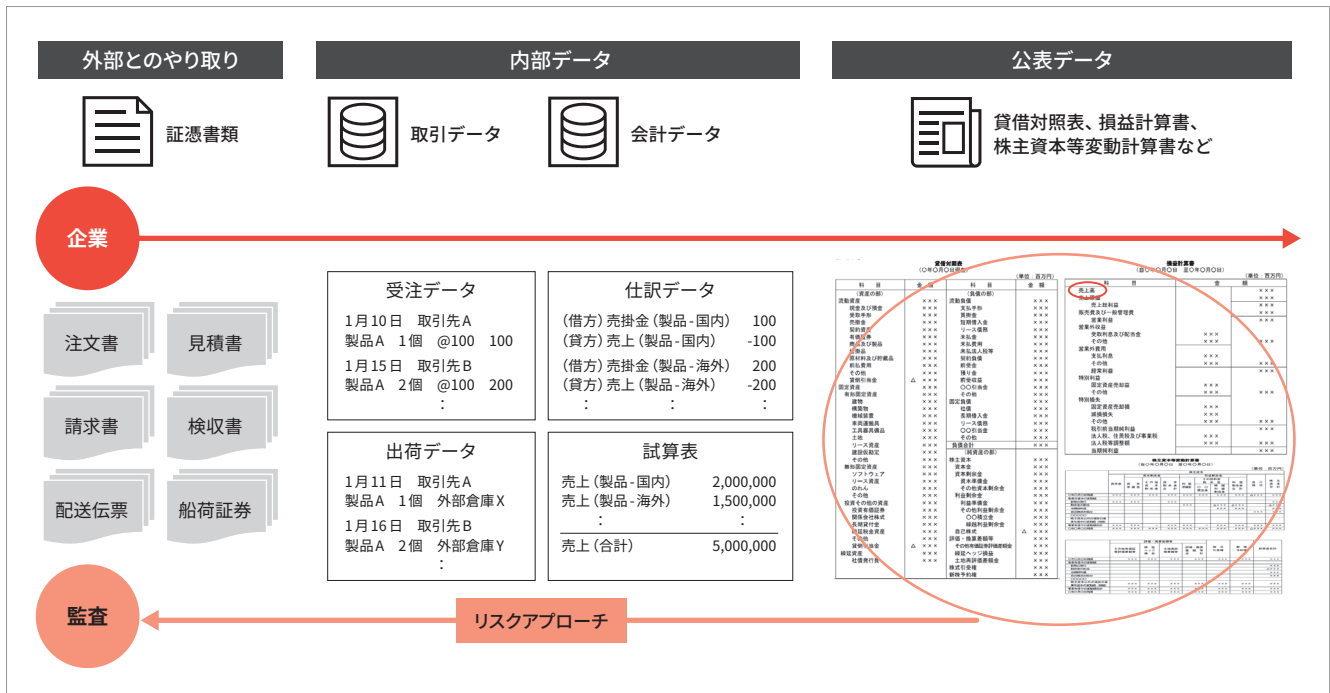
監査は、リスク・アプローチを採用し、全ての項目に対してまんべんなく監査を行うのではなく、経済環境、企業の特徴などを勘案して、財務諸表の重要な虚偽表示につながるリスクのある項目に対して重点的に監査資源を投入し、効果的・効率的に実施します。これは企業が財務情報を作るときとは逆の視点で情報を見ることを意味しています（図表3）。

提供された情報がどのように作り上げられたものなのか遡っていき、必要に応じて裏付けとなる情報を確認した上で、信頼し得る情報なのかを判断するという視点は、情報があふれかえる現代において「情報を捉える視点」としてより一層重要になると考えています。

2 これからの時代に求められるスキル

日本政府はサイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムによって開かれる社会「Society 5.0」^{*1}の実現を目指すとしており、今後ますますテクノロジーの活用を前提とした世の中になっていくと思われれます。しかし、AIの技術がどんなに進歩したとしても、全てがテクノロジーに取っ

図表3：リスクアプローチ



出所：一般社団法人日本経済団体連合会「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）」（2021年3月）
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/024.html>

*1 内閣府「Society 5.0」
https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/

て代わられるわけではありません。

テクノロジーと比べたときのヒトの優位性は、入力データの広さと思考力・洞察力の柔軟性です。テクノロジーは、整形されたデータを決まった方法により高速で処理することには長けていますが、日々生成されるデータにはばらつきがあり、テクノロジーで一律に処理できない場合が頻繁に発生しています。また、処理方法は過去の知見から作られますが、前提となる経済環境が大幅に変化したときなど、従来の処理方法を踏襲できなくなることがあります。さらに、処理した結果が世の中の常識に照らして適切かどうかをテクノロジー自身が判断することは容易ではないと言われています。データのばらつきや状況の変化に臨機応変に対応でき、世の中の常識という曖昧なものを捉え成果物や新たなルールに反映できるという点が、ヒトの強みであると考えています。

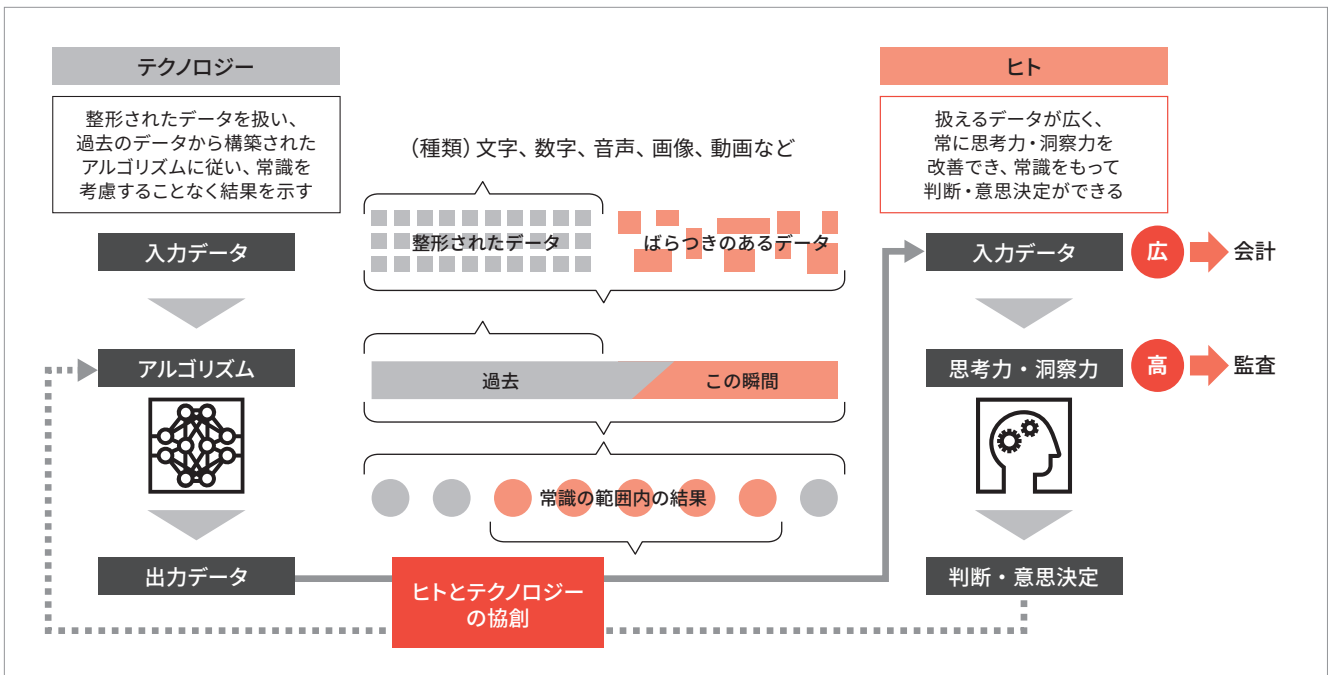
時間や資金も含め有限な資源を最大限活かしていくためにも、テクノロジーが得意な領域はテクノロジーに任せ、ヒトはそれ以外の領域に注力していくという発想をもつことで、ヒトとテクノロジーが協創する社会が実現されていくと考えます（図表4）。

これからの時代は、テクノロジーを使いこなせるようになるために「物事をさまざまな視点から深掘りし、実態を適切に把握できる力」が求められるようになります。このスキル

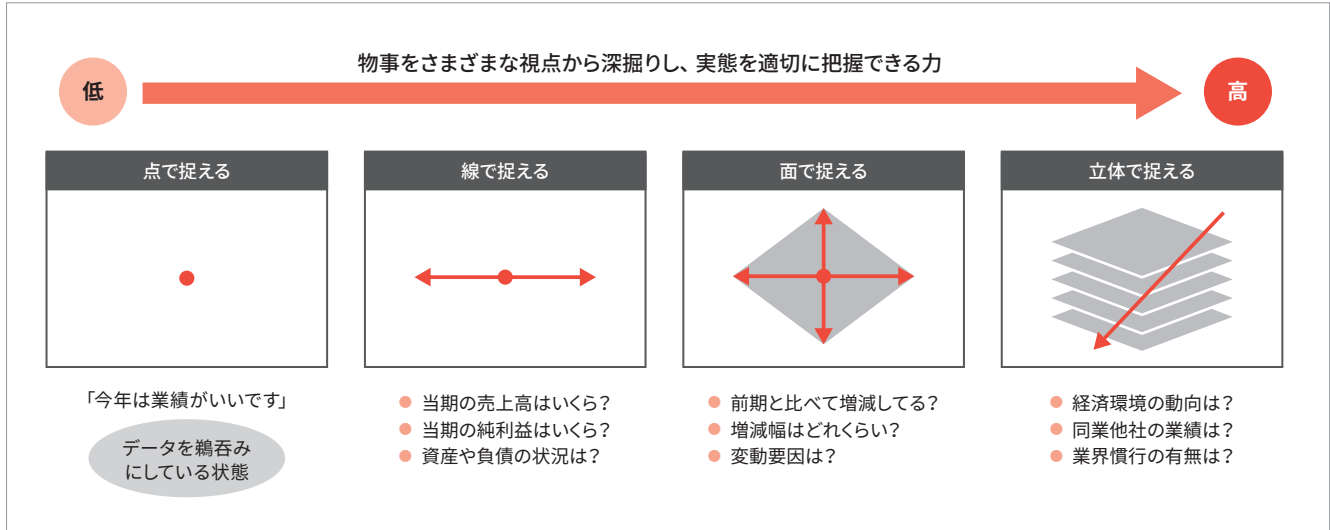
の根底にあるのが「情報を捉える視点」です（図表5）。情報を活用するに際して、どのような視点で情報を捉えているのか、その視点で捉えるだけで十分なのか、まずは一度立ち止まり考えてみるのが重要になります。

例えば「今年は業績がいい」という情報を聞き、その情報の信頼性（トラスト）を何も確認せず鵜呑みにしたとしたら、それはその情報しか捉えていないことになります。これを「点の視点」と表現することにします。業績がいいとはどのような状況を言うのかを連想し、当期の売上高や純利益などを確認した上で「今年は業績がいい」と判断したとすれば、視点に広がりができ「線の視点」に変わります。よし悪しは何かと比較して把握できるものであり、前期の財務情報と比較し、増減幅や増減要因まで確認したとすれば、それは「面の視点」と言えます。さらに、当該企業を取り巻く経済環境はどのようなものか、同業他社と比較してどうか、業界慣行の有無など、その他の要素も勘案して情報を立体的に捉えたとしたら、「今年は業績がいい」という情報が示す実態をより鮮明に捉えることができるようになります。この「立体的な視点」をもつことで、情報をどのように捉え、評価し、判断したかを相手から納得を得られるよう自分なりに説明ができるようになると考えています。

図表4：これからの時代に求められるスキル (1/2)



図表5：これからの時代に求められるスキル (2/2)



3 おわりに

情報の受け手が「点の視点」「線の視点」「面の視点」「立体的な視点」のいずれで情報を捉えるかにより、情報から見えてくる実態が異なってきます。ときにはごく一部が切り取られ、実態とはかけ離れた情報が拡散されることにより社会的な混乱を招くこともあります。情報の受け手にとって重要なのは、自分が扱う情報の真偽を「立体的な視点」をもって確かめた上で活用することです。また、情報の出し手は、情報の受け手が容易に実態を把握できるよう、作成した情報が実態を反映したものになっているか、発信する情報に誤解される要素はないかなどを意識することで、情報の出し手である企業自身の信頼性（トラスト）を高めていくことにつながると考えます。

玉井 暁子 (たまい さとこ)

PwCあらた有限責任監査法人 アシュアランス・イノベーション&テクノロジー部 マネージャー

2017年公認会計士登録。2013年12月より約5年間、消費財・産業財・サービスの監査を経験。2018年より法人全体のデジタルトランスフォーメーションを推進する部署に異動。テクノロジーを活用した監査業務の変革、その取り組みを踏まえたブランド構築業務に従事。2020年11月には、会計データを標準化し、自動照合するプラットフォームに関する特許「会計データ照合装置、会計データ照合方法及びプログラム」(特許第6796904号)を取得。

メールアドレス：satoko.tamai@pwc.com

第5回

コーポレートガバナンスと監査 ——英国における改革の最新動向

はじめに

本連載の第2回では、21世紀初頭までにさまざまなコーポレートガバナンスに関する仕組みが各国で作られてきたことについて取り上げました。このうち英国では近年、社会的な影響の大きな企業における会計不正事件が頻発し、それに対応する形で監査改革が進められています。コーポレートガバナンスと監査との関係で、改革の特徴を一言で示せば両者を一体として改革するホリスティック（包括的）アプローチが英国政府から提示されていることが挙げられます。

その後、英国における改革の動きは、どのように進行しているのでしょうか。本稿では、2022年5月31日までの情報をもとに動向を振り返ってみましょう。

なお、本稿における意見にわたる部分については筆者の個人的な見解に基づくものであり、所属するPwCあらた有限責任監査法人の見解ではありません。

1 改革に至る経緯（2021年まで）

2010年代の英国では、建設業における代表的な企業として長い歴史を有し、パブリックセクターとの関係も密接であった名門大手建設会社に代表される、大規模企業における会計不正事件が次々と明らかになりました。これらの事件により、英国大企業におけるコーポレートガバナンス、（外部）監査に対する社会の信頼性に疑問が呈され、英国議会の主導により詳細なレビューが実施されました。

その結果は3つの主要なレビュー報告書として、2018年から2019年にかけて公表されました（図表1）。それらの成果を踏まえ、英国政府、ビジネス・エネルギー・産業戦略省（Department for Business, Energy and Industrial Strategy: BEIS）が立法化に向けた準備に取り掛かりました。

しかし、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行や、英国のEU離脱（Brexit）とも時期が重なり、政府の作業は次第に遅延していくこととなりました。

最終的には、2021年3月に至りようやくホワイトペーパー「監査およびコーポレートガバナンスに対する信頼の回復：改革に向けた提言」（“Restoring trust in audit and corporate governance: proposals on reforms”）が公表され、同年7月まで広くステークホルダーからのコメント聴取が行われました。コメントが締め切られた後は、多数の意見を踏まえて検討が行われ、政府による改革の実行のための立法化に向けた公開フィードバックが待たれることとなりました。

図表1：2021年までの主な経過

2018年1月15日	大手建設会社が裁判所に破産を申請し受理
2018年5月16日	英国議会下院の2つの特別委員会が大手建設会社の破綻に関連する問題点や今後実施すべき事項等を調査した報告書を公表。また、財務報告審議会（Financial Reporting Council：FRC）が大手建設会社の財務諸表の虚偽表示および会計監査に関する調査の進捗状況を公表
2018年12月18日	FRCに関するキングマン・レビュー最終報告書の公表
2019年4月18日	監査市場に関する競争・市場庁（Competition and Market Authority：CMA）レビュー最終報告書の公表
2019年12月9日	監査の質と有効性に関するプライドン・レビュー最終報告書の公表
2021年3月18日	BEISよりホワイトペーパーの公表
2021年7月8日	ホワイトペーパーに対するコメント締め切り

出所：各機関のウェブサイト情報より筆者作成

2 2022年に入ってからの改革に向けた動き

当初、2021年秋ごろに公表が予定されていたBEISによる公開フィードバックの文書について、省庁での調整は、遅くとも2021年内には完了していた模様ですが、担当大臣に挙げられ、政権内での大臣間の調整に多くの時間を要したとされています。

折しも政権内では、英国の感染症対策の一環で行動制限が発せられていたロックダウン期間中、 Downing Streetにおいて繰り返しパーティーが開催されていた問題が明るみに出ました。これにより世論の激しい批判を浴びた政権にとって、支持率が急速に低下した時期とも重なりました。

英国議会は、新しい会期の始まりにあたり、いわゆる「女王演説」（Queen's Speech）において、向こう1年間の政権における優先事項が明らかにしています。直前の地方選挙で大苦戦した現政権は、2022年5月10日の皇太子が代行した女王演説にて、2022/2023年の会期ではビジネス上の諸改革よりも、有権者により直接アピールする政策を優先させることを余儀なくされました。

具体的にはBEISは、英国の監査および企業報告制度を刷新し、法定監査市場における回復力と選択肢を増やし、世界をリードする投資先としての英国の評判を強化するための法案（draft Bill）を作成、公開することを表明しました。

ここで法案の表現がとられていることから、諸改革に向けた実際の立法化の時期が不明確となり、FRC

の後継となる規制機関の発足のための立法化も当初予定されていた2023年よりも遅れる可能性が極めて高くなりました。

他方、法案であれ女王演説の付属文書で取り上げられたことを、政府による改革へのコミットメントが示されたと評価することもできます。

ここで特筆しておきたいことは、会計不正の責任を問われ、キングマン・レビューの直接の対象となったFRCの動きです。2019年よりCEOとしてFRCを率いているジョン・トンプソン氏のもと、後継の規制機関となる監査・報告・ガバナンス庁（Audit Reporting and Governance Authority：ARGA）の発足に向けて、急速な改革を進めています。

図表2は2022年に入ってからの動向を時系列にまとめたものですが、規制機関であるFRCがいかにかスピード感をもって行動しているかが示されています。

FRCにおける改革の動きのうち、4月に公表された「3カ年計画」では、新たなARGAの設立に向けられた、FRCの進捗状況を示す「3カ年計画」を発表しました。ARGAに向けてさらなる一歩を示したものとして評価されています。

すなわち、本計画立案の前提として、4月時点で2023/24年をARGA発足初年度となると予測しています。これはこれまで想定されてきたARGAの発足年度にあわせたものであり、ARGAにて政府の法定資金（Statutory Funding）による資金調達を開始されることを意味しています。

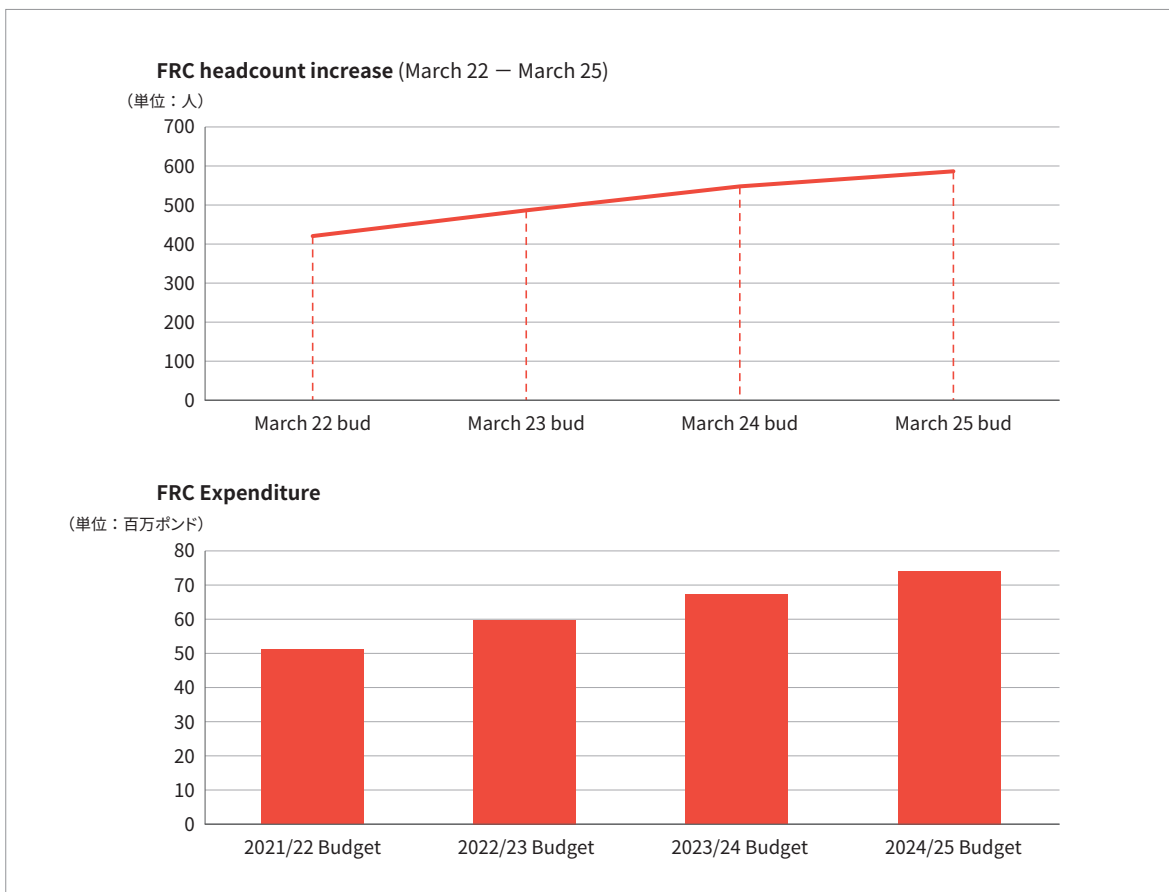
また、FRCからARGAへの移行に伴い、人員やコストの増加が右肩上がりにて見込まれています（図表

図表2：2022年に入ってから主な動向

2022年1月26日	FRCは監査委員会委員長についての新たな委託研究を発表。2020年に同様の調査に基づいて財務報告審議会から委託された独立した調査は、監査の質に対するより一貫したアプローチを促進するための監査委員会の基準を策定するための事例を強化
2022年2月8日	ビジネス・エネルギー・産業戦略大臣は、FRCのボードに新しい非常勤取締役を任命
2022年4月5日	FRCは「3カ年計画」を発表
2022年4月13日	FRCは新しい監査事務所ガバナンスコードを公開
2022年4月14日	FRCは、公益事業体の監査人を登録する計画を発表、公益事業体（PIE）の監査人を公認の監督機関（RSB）から登録する責任を負うための協議を開始
2022年5月10日	英国議会における女王演説（政府による本会期の施政方針）、BEISにおける優先事項の公表（11日）
2022年5月12～13日	大手建設会社にかかる事件の審決について公告。監査人、元パートナーおよび特定の元スタッフに対する会計スキーム（偽造資料の提出）に関し、FRC執行評議会から出された正式な苦情についての審理がFRC懲戒裁判所で再開
2022年5月31日	Public Feedback: 「監査およびコーポレートガバナンスに対する信頼の回復：改革に向けた提言」

出所：各機関のウェブサイト情報より筆者作成

図表3：FRCの人員および支出額の予算



出所：FRC (2022) Financial Reporting Council: 3-Year Plan 2022-25

3)。そのうえで、2025年以降における安定的な推移を目指すものとされています。

ところで、監査事務所ガバナンスコードが英国で最初に公表されたのは2010年1月に遡ります。当初はFRCの依頼を受けたイングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales: ICAEW) がプロジェクトチームを形成して検討、コードはFRCと共同にて発出されています。

その後、コードに関するスコープに含まれる監査事務所における適用状況についてハイレベルのレビューが行われ、2016年にはFRCによる初めての改正が行われました。コードはこのときから、FRC単独にて発出されています。

2022年、監査改革の流れを受けた最大規模の監査事務所における業務分離の導入、および2016年コードについてFRCによる事務所の適用レビューにおける発見事項を考慮したうえで、再び改正が行われました。

ここで、本コードはあくまで事務所に対して全体として適用されるものであり、監査プラクティスのみに対して適用されるわけではありません。監査プラクティスが他から業務上分離されている場合であっても、引き続き事務所全体に対して適用されることとなります。

3 BEISによる公開フィードバック

2022年5月31日、BEISは、監査およびコーポレートガバナンスへの信頼の回復を目的とした改革に関する協議について、対応ステートメント（以下、ステートメント）を発表しました。これは、キングマン、CMA、およびブライドンのレビューから155の推奨事項のほぼ全てをカバーする98の質問からなります。BEISは、金融セクターの全て、またそれ以外のセクターから、合わせて600超のコメントを受け取りました。

ステートメントは、寄せられたコメントから得られたテーマを要約しています。また、BEISが女王演説

で述べられたように一次法令を通じて、また、大臣が会社法に基づいて潜在的に有する既存の権限に基づく下位法令を通じて、さらに新たに定められ、また強化される規制等の方法も通じて前進させる提案の概要を示しています。これ以上は検討されない提案も示されています。

監査改革法案の一環として一次法令を通じ進められる提案は、上院と下院との合同委員会によって「立法前の調査」のステージに入ることが可能となります。委員会は、法案のメリットを証明し政府に報告し、さらなる協議を経ることとなります。その後、翌2023年の女王演説を経て本法が正式に議会に提出され、委員会段階での個別条項の検討を含め、通常の立法段階を経ることが予想されています。他の方法で導入される変更についてはより早まる可能性もありますが、議会を経る必要のある法律につき最も早い発効日は2024年と予想されています。

政府回答のポイントは、以下のようにまとめられます。

全体的なアプローチ

- 英国の企業報告、ガバナンス、監査システム全体に及ぶ包括的な改革のパッケージである。
- 改革に必要な時間はまだ確立されていないが、さらなる年数を要すると見込まれる。BEISは、測定可能であり管理可能な変革のペースを提供するのに必要な最低限のリードタイムを、慎重に検討することを強調している。
- 実行にあたっては、一次および下位の法令や、英国コーポレート・ガバナンス・コード（以下、コード）などの既存の手段を含む、可能な限りさまざまなメカニズムを通して行われる。

主要な提案の内容

- PIEの定義は、私企業、AIM (Alternative Investment Market) 取引所上場企業、LLP、第三セクター組織にまで拡大され、従業員750人以上かつ売上750百万ポンド以上

(750 : 750 threshold) に当てはまるものとされる。PIE制度は、複数の階層のPIEに適用される、異なる要求事項を備えた細分化された基準に移行する。

- コードは取締役会に対し、内部統制システム（財務、業務、コンプライアンス）の有効性に関する明示的なステートメントと、取締役による評価の基礎を提供することを求めるよう改訂される。
- 監査・保証ポリシー、レジリエンスステートメント、および不正の防止と摘発に関する取締役による開示について、立法化がなされる予定である。
- ARGAが設立され、PIE企業の取締役に対しより大きな執行権限を持つようになる。
- 「管理された共同監査」(Managed Shared Audit) が立法化を通じてFTSE350に導入され、その免除を決定する権限を有するARGAにより段階的に適用される。
- 資本維持および配当の適法性をめぐり新たな開示が求められる。
- 監査における入札および監査の質のモニタリングをめぐり、監査委員会の最小限の基準が導入される。
- 最大規模の監査事務所における業務分離が正式化される。

4 おわりに ——ホリスティックアプローチの行方

こうした動きは、監査、企業報告、およびコーポレートガバナンスの基準を改善するための法改正のパッケージの進展を表しています。コンサルテーションに対する政府の対応は、コーポレートガバナンスのエコシステム全体が改革に関与する役割を果たしていることを認め、資本市場の全体をカバーする一連の措置の概要を示しています。政府からの詳細な回答は想定より時間を要しましたが、ホリスティックアプローチの一步前進を示しており、その重要性は過小評価するべきではないと考えられます。

政府によるコンサルテーションは、英国がコーポレートガバナンスを主導し、世界をリードする資本市場としての地位を維持する機会をもたらします。こうした野心的な目標を達成するには、提案がそれぞれにとって何を意味するのかをよく理解することが必要です。進行中の議論に積極的に参加する企業が増えるほど、今回の改革がビジネス環境を強化し、英国の報告と規制の枠組みに対する信頼を深める可能性が高まるとも言えます。

日本企業においては、PIE企業の定義を筆頭に、英国改革のもたらす影響は以前に想定していたよりも限定的となりました。しかし、国際動向を踏まえた企業報告、コーポレートガバナンス、監査の将来を見据え、英国における立法化の動きについて引き続き注視していくことが必要と考えられます。

主要参考文献

BEIS (2022) BEIS in the 2022 Queen's Speech
<https://www.gov.uk/government/news/beis-in-the-2022-queens-speech>

FRC (2022) Financial Reporting Council: 3-Year Plan 2022-25
[https://www.frc.org.uk/news/april-2022-\(1\)/frc-publishes-3-year-plan-%E2%80%93-takes-further-steps-to](https://www.frc.org.uk/news/april-2022-(1)/frc-publishes-3-year-plan-%E2%80%93-takes-further-steps-to)

FRC (2022) FRC Audit Firm Governance Code - April 2022
[https://www.frc.org.uk/news/april-2022-\(1\)/new-audit-firm-governance-code-published](https://www.frc.org.uk/news/april-2022-(1)/new-audit-firm-governance-code-published)

Prime Minister's Office (2022) Queen's Speech 2022
<https://www.gov.uk/government/speeches/queen-s-speech-2022>

Prime Minister's Office (2022) Queen's Speech 2022: background briefing notes
<https://www.gov.uk/government/publications/queens-speech-2022-background-briefing-notes>

PwC英国ウェブサイト BEIS Consultation: Reforming the UK's corporate governance, audit and reporting regime

<https://www.pwc.co.uk/services/audit/insights/restoring-trust-audit-corporate-governance.html>

飯沼篤史・山口峰男「監査を巡る英国の状況と日本企業への影響②」経営財務3516号（税務研究会2021年）

英国における監査改革の動向については、参考文献のほかPwC's Viewに寄稿した以下の記事もあわせて参照いただければ幸いです。

山口峰男「英国における監査改革の動向から、企業情報開示のあり方に関する今後の議論の方向性を探る—ブライドン・レビュー—」

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/202005/brydon-review.html>

山口峰男「PwCあらた基礎研究所だより 第2回 コーポレートガバナンスと監査——これらの切っても切れない関係」

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/202201/36-07.html>

山口 峰男 (やまぐち みねお)

PwCあらた有限責任監査法人

PwCあらた基礎研究所 所長

2004年公認会計士登録。「次世代の会計および監査」をテーマとした広範な研究活動に従事。大手銀行において法人融資および本部主計業務に携わったのち、監査法人入所。主に金融機関向けの

監査およびアドバイザリー業務に従事し、その後、品質管理本部（金融商品会計、開示、ナレッジマネジメント担当）、英国留学（日本公認会計士協会による大学院派遣）、グローバル教育研修部門（PwC英国にてIFRS金融商品会計の教材開発に従事）などを経て現在に至る。日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA）（1999年）日本簿記学会学会賞審査委員（2021年～）

メールアドレス：mineo.yamaguchi@pwc.com



法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）（企業会計基準公開草案第71号）・包括利益の表示に関する会計基準（案）（企業会計基準公開草案第72号）・税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）（企業会計基準適用指針公開草案第72号）の概要について



PwC あらた有限責任監査法人
企画管理本部
ディレクター **神林 徹**

はじめに

2022年3月30日、企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」）より以下の企業会計基準および企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて、「本公開草案」）が公表されました。本稿では、本公開草案の概要について解説します。なお、本稿の意見にわたる部分は著者の私見であり、PwC あらた有限責任監査法人の公式な見解ではないことを申し添えます。

- 企業会計基準公開草案第71号（企業会計基準第27号の改正案）
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下、法人税等会計基準改正案）
- 企業会計基準公開草案第72号（企業会計基準第25号の改正案）
「包括利益の表示に関する会計基準（案）」（以下、包括利益会計基準改正案）
- 企業会計基準適用指針公開草案第72号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）
「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（以下、税効果適用指針改正案）

1 改正の経緯

ASBJは、2018年2月に企業会計基準第28号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』等（以下、企業会計基準第28号等）を公表しましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討するとしていました。

- (1) 税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
- (2) グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式または関連会社株式）の売却に係る税効果

その後、2020年度の税制改正でグループ通算制度が創設されたことに伴い、グループ通算制度を適用する場合の取扱いについての検討が一時的に先行して議論されましたが、2021年8月に実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」を公表した後、上記2論点についての検討が再開され、今回の公表に至りました。

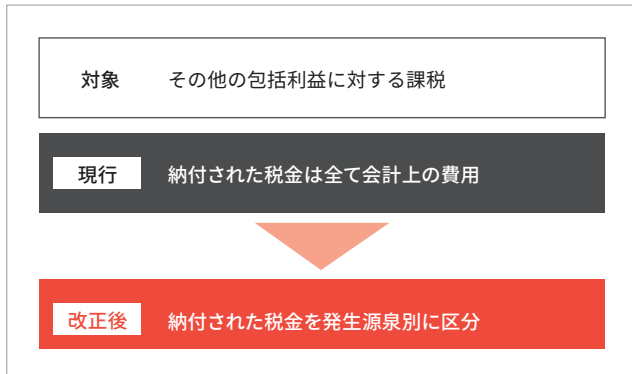
2 論点別解説1：税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）

2.1 概要

今回の改正による影響を端的に言えば、「その他の包括利益に対する課税」について、従来は納付された税金は全て会計上の費用とされていたところ、改正後は納付された税金を発生源泉別に区分することとなる、ということです（図表1）。

会計上、その他の包括利益に計上された取引または事象（以下、取引等）が課税所得計算上では益金または損金に算入され、法人税、住民税および事業税等が課される場合があります。

図表1：改正による影響



関連する記述を、法人税等会計基準改正案から引用します^{*1}。

現行の企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」では、当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等は、法令に従い算定した額を損益に計上することとしているため、その他の包括損益を生じさせる取引等による損益についてはその他の包括損益に計上する一方で、これに対して課される法人税、住民税及び事業税等は損益に計上することとなり、税引前当期純利益と税金費用の対応関係が図られていないのではないかの意見が聞かれた。

この点に関して、従来の会計処理の課題を例に具体的にみていきましょう。

前提として、決算日が3月31日のA社が、取得原価が1,000のその他有価証券を保有しており、X1年3月期の期末において、その他有価証券の時価は1,500であったとします。

この場合、4月1日からA社を含む通算グループが新たにグループ通算制度を適用することになったため、3月31日付でその他有価証券が時価評価され、その他有価証券評価差額金500が課税所得に含まれ課税されたものとします。

X1年3月期の期末における法人税、住民税および事業税等の税率は30%であったとします。簡略化のため、その他の課税所得はゼロとします。

この場合、課税所得が500発生していることから、税金計算は下記のとおりになります。

$$500 \text{ (課税所得)} \times 30\% \text{ (税率)} = 150$$

以上を前提とした場合、従来の基準においてはX1年3月

期末に計上される仕訳は下記のとおりです。

貸方		借方	
その他有価証券	500	その他有価証券評価差額金	500
法人税・住民税および事業税	150	未払法人税等	150

また、X1年3月期末のBS・PLへの影響はそれぞれ下記ようになります。

BS			
その他有価証券	1,500	未払法人税等	150
		評価差額金	500
		繰越利益剰余金	▲150

PL	
税引前当期純利益	0
税金費用	150
当期純利益	▲150

ご覧のとおり、その他有価証券の評価差額はその他包括利益項目として計上され、税引前当期純利益には影響を及ぼさないにもかかわらず、今回のケースでは当該評価差額が課税所得として扱われるため、税引前当期純利益と税金費用が対応していない状況になっています。

そこで、このようなその他の包括利益に対して課税される場合、「当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上」（法人税等会計基準改正案 5-2項）することが提案されています。改正後の会計処理を、先ほどの事例を使用して具体的にみてみましょう。

事例の前提を先ほどと同じにした場合、改正後の基準における仕訳は下記のとおりになります。

貸方		借方	
その他有価証券	500	その他有価証券評価差額金	500
法人税・住民税および事業税	150	未払法人税等	150
その他有価証券評価差額金	150	法人税・住民税および事業税	150

従来の取扱いとの差異は、2行目、3行目の仕訳において、その他包括利益項目であるその他有価証券評価差額金から、税金費用の金額150が直接減額されている点です。

*1 法人税等会計基準改正案「コメントの募集及び本公開草案の概要」3ページ
https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/zeikouka2022_01.pdf

この取扱いの結果、X1年3月期末のBS・PLはそれぞれ下記ようになります。

BS			
その他有価証券	1500	未払法人税等	150
		評価差額金	350

PL	
税引前当期純利益	0
税金費用	0
当期純利益	0

このように、改正後の取扱いにおいては、その他包括利益項目に関する税金費用はPLに影響せず、税引前当期純利益と税金費用の対応関係が図られています。またその結果、BS上の評価差額金が税金費用の金額分減少しています。

2.2 改正によるメリット

本公開草案では、この改正により、下記のようなメリットがあるとされています^{※2}。

- (1) (…) 税引前当期純利益と所得に対する法人税、住民税及び事業税等の間の税負担の対応関係が図られる。
- (2) 税効果額については、税効果適用指針^{※3}において、この考え方と同様に取り扱っており、また、国際的な会計基準においても、この考え方と同様に処理することとされている。

2.3 適用されるケース

現行の税制のもとでは、その他の包括利益に対して課税される場合として、次のような場合が想定されています（法人税等会計基準改正案「本公開草案の概要及び質問項目1. 税金費用の計上区分：本公開草案が提案する会計処理を適用する企業」）^{※4}。

- (1) グループ通算制度（従来の連結納税制度を含む）の開始時又は加入時に、会計上、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額が計上されている資産又は負債に対して、税務上、時価評価が行わ

れ、課税所得計算に含まれる場合^{※5}

- (2) 非適格組織再編において、会計上、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額が計上されている資産又は負債に対して、税務上、時価評価が行われ、課税所得計算に含まれる場合
- (3) 投資をしている在外子会社の持分に対してヘッジ会計を適用している場合などにおいて、税務上は当該ヘッジ会計が認められず、課税される場合
- (4) 退職給付について確定給付制度を採用しており、連結財務諸表上、未認識数理計算上の差異等をその他の包括利益累計額として計上している場合において、確定給付企業年金に係る規約に基づいて支出した掛金等の額が、税務上、支出の時点で損金の額に算入される場合

なお、株主資本に対して課税される場合については、従来から企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）等において取扱いが示されており、次の場合を除き、本公開草案が提案する会計処理による影響はない。

- (5) 子会社に対する投資の追加取得や子会社の時価発行増資等に伴い生じた親会社の持分変動による差額に係る連結財務諸表固有の一時差異について、資本剰余金を相手勘定として繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しており、その後、当該子会社に対する投資を売却した場合

2.4 その他の規定

(1) 例外的な取扱い

本公開草案では、金額算定が困難な場合の取扱いについて、例外的な取扱いを認めています^{※6}。「課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税、住民税及び事業税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上することができる」としています（法人税等会計基準改正案5-3項(2)）。なお、この事例に該当する取引としては、本公開草案においては、退職給付に関する取引を想定しているとしてい

※2 法人税等会計基準改正案「コメントの募集及び本公開草案の概要」4ページ

※3 企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

※4 法人税等会計基準改正案「コメントの募集及び本公開草案の概要」3～4ページ

※5 本稿前述の事例を参照

※6 法人税等会計基準改正案「コメントの募集及び本公開草案の概要」5ページ

ます（法人税等会計基準改正案29-7項）。

(2) 重要性が乏しい場合の取扱い

重要性が乏しい場合の取扱いに関して次のように述べています^{※7}。「損益に計上されない当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等の金額に重要性が乏しい場合には、当該法人税、住民税及び事業税等を当期の損益に計上することができる」とされています（法人税等会計基準改正案5-3項（1））。

(3) 税金の配分方法に関する取扱い

株主資本およびその他の包括利益に計上する金額の算定に関して次のように述べています^{※8}。「株主資本又はその他の包括利益の区分に計上する法人税、住民税及び事業税等は、課税の対象となった取引等について、株主資本又はその他の包括利益に計上した金額に、課税の対象となる企業の対象期間における法定実効税率を乗じて算定すること」とされています（法人税等会計基準改正案5-4項）。

また、株主資本およびその他の包括利益に計上する金額の算定に関して、法人税等会計基準改正案5-4項ただし書きでは、「課税所得が生じていないことなどから法令に従い算定した額がゼロとなる場合に株主資本又はその他の包括利益の区分に計上する法人税、住民税及び事業税等についてもゼロとするなど、他の合理的な計算方法により算定することができる」とされています。

この点に関して、従来より税効果適用指針においては、「子会社に対する投資を一部売却した後も親会社と子会社の支配関係が継続している場合、（…）税務上の繰越欠損金がある場合など複雑な計算を伴う場合があることから、実務に配慮しつつ、個々の状況に応じて適切な判断がなされることを意図した」取扱いが定められています（税効果適用指針第28項・第118項）。そこで「子会社に対する投資の一部売却以外の株主資本又はその他の包括利益に対して課税される場合についても、同様に実務上の配慮が必要になると考えられることから、当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、株主資本又はその他の包括利益に区分して計上する場合についても同様に取り扱う」とされています（法人税等会計基準改正案29-8項）。

(4) 損益計上のタイミングに関する取扱い

損益計上のタイミングに関連して、「その他の包括利益累計額に計上された法人税、住民税及び事業税等については、当該法人税、住民税及び事業税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、対応する税額を損益に計上する」とされています（法人税等会計基準改正案5-5項）。

これは、一度その他包括利益項目に計上された法人税・住民税および事業税を純損益に組替調整するかどうか、といういわゆるリサイクリングの論点ですが、これまでも日本においては、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性の観点から、その他の包括利益に計上された項目については、当期純利益にリサイクリングすることを会計基準に係る基本的な考え方としています。このことを踏まえ、法人税、住民税および事業税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点でリサイクリングを行い、損益に計上することとされています。

それでは上述の事例を利用して、X2年3月期中に1,300で売却したと仮定した場合の仕訳を見てみましょう。

その他有価証券評価差額金の戻入仕訳

貸方		借方	
その他有価証券評価差額金	500	その他有価証券	500

その他有価証券評価差額金の売却仕訳

貸方		借方	
現金預金	1,300	その他有価証券	1,000
		その他有価証券売却益	300

過年度に評価・換算差額等に計上した法人税、住民税および事業税のリサイクリングの仕訳

貸方		借方	
法人税、住民税および事業税	150	その他有価証券評価差額金	150

過年度に計上した評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金）を損益に計上（リサイクリング）したことから、X1年3月期の期末に評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金）として計上した税額150についても損益に計上します（法人税等会計基準改正案5-5項参照）。

※7 法人税等会計基準改正案「コメントの募集及び本公開草案の概要」6ページ
 ※8 法人税等会計基準改正案「コメントの募集及び本公開草案の概要」6ページ

その他の有価証券の売却に係る法人税、住民税および事業税等の仕訳

貸方		借方	
未払法人税等	60*	法人税、住民税および事業税	60*

※法人税、住民税および事業税60＝税務上のその他有価証券売却損200×法人税、住民税および事業税の税率30％
 その他有価証券の税務上の帳簿価額は、1,500であるため、税務上、その他有価証券の売却損が200（＝現金預金1,300－その他有価証券1,500）生じる。したがって、課税所得計算上は当該売却損200が損金に算入される。

なお、税率変更に係る差額についてもリサイクリングの対象とするかという論点が存在しますが^{※9}、「税引前当期純利益と税金費用の比率は必ずしも法定実効税率とは一致せず、両者の差異の主要な要因を注記により開示していること、及び当該処理は実務上煩雑であるとの意見が聞かれたことを踏まえ、税率の変更に係る差額をリサイクリングする処理は採用せず、過年度に計上された資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額等を損益に計上した時点のみにおいてリサイクリングを求める」とされています（法人税等会計基準改正案5-5項参照）。

(5) 関連する繰延税金資産または繰延税金負債を計上していた場合の取扱い

繰延税金資産または繰延税金負債を計上していた場合の扱いについても提案されています。税効果適用指針第30項における、親会社の持分変動による差額に係る連結財務諸表固有の一時差異について、資本剰余金を相手勘定として繰延税金資産又は繰延税金負債を計上していた場合、当該子会社に対する投資を売却し、一時差異が解消した際の繰延税金資産又は繰延税金負債の取崩しについては、資本剰余金を相手勘定として取り崩すことが提案されました。

この点、現行の税効果適用指針では、親会社の持分変動による差額に係る連結財務諸表固有の一時差異について繰延税金資産または繰延税金負債を計上していた場合、資本剰余金を相手勘定としている一方で、子会社に対する投資の売却時に当該親会社の持分変動による差額に係る一時差異が解消することにより繰延税金資産または繰延税金負債を取り崩すときは、対応する額を法人税等調整額に計上することになっていました。この取扱いは、連結税効果実務指針の「連結財務諸表上、追加取得や子会社の時価発行増資等により生じた資本剰余金の額について、法人税等調整額に相当する額を控除した後の額で計上し、売却時に繰延税金資産又は繰延税金負債の取崩額を法人税等調整額に計上すること

により、適切な額を税金費用として計上するためである」という考えを踏襲したものでした。

この点、法人税等会計基準改正案において提案している原則に従えば、株主資本に対して課税される場合には、法人税、住民税および事業税等を株主資本の区分に計上することになることから、このような会計処理を求める必要性は乏しくなったものと考えられ、資本剰余金を相手勘定として取り崩す提案がされたものです。

(6) その他の包括利益の開示に関する取扱い

企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」第8項における、その他の包括利益の内訳項目から控除する「税効果の金額」および注記する「税効果の金額」について、「税金費用（法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金及びそれらに関する税効果の金額をいう。）の金額」に改正することとされています（包括利益会計基準改正案8項）。

これは従来より包括利益計算書においては、その他の包括利益の内訳項目は税効果を控除した後の金額で表示するとともに、内訳項目別の税効果の金額を注記することとされています。本公開草案において提案している原則に従ってその他の包括利益に計上される法人税、住民税および事業税等についても、その他の包括利益に計上される税金費用であるという点は税効果と同様であることから、税効果のみならず、法人税等についてもその他の包括利益に計上するため、上記の提案がなされました。

2.5 課題

本公開草案の適用に伴い、従来一括して開示することができていた税金費用を、発生源泉に応じて分離して処理することが必要になります。そのため、一般的には会計処理および開示の煩雑さが増加することが懸念されます。

どのように分離するかなど、具体的な方法については影響のある各社において検討が必要になりますので、できるだけ早いタイミングで監査人との相談を開始されることをお勧めします。

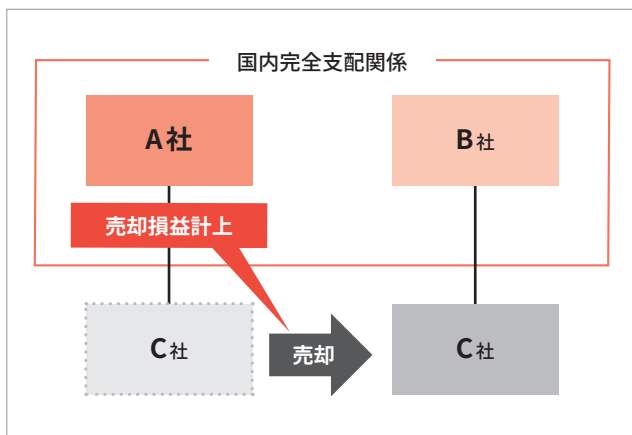
※9 「法人税等会計基準改正案」29-10項

3 論点別解説2：グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

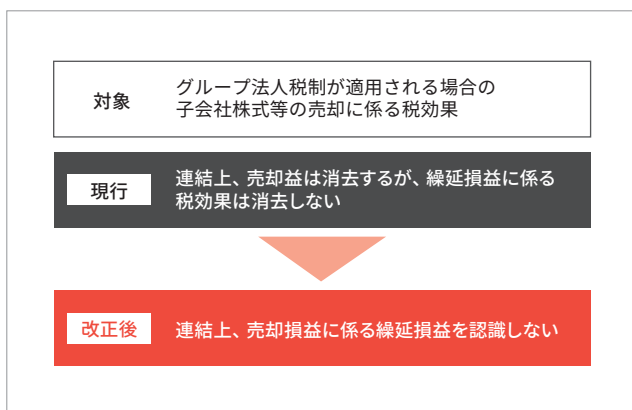
3.1 概要

今回の改正の影響を端的に表すと、下図のとおり「国内完全支配関係にある会社間で子会社株式等を売却した場合、連結上、売却損益に係る税効果を従来は認識していたが、改正後は認識しない」ということです（図表2、図表3）。

図表2：本公開草案が提案する会計処理



図表3：税効果適用指針の改正による変化



本公開草案が提案する会計処理は、100%子会社を所有する親会社で、その100%子会社同士あるいは当該親会社とその100%子会社との間で、当該親会社あるいはその100%子会社が所有する子会社株式等を売却し、当該売却に伴い生じた売却損益について、グループ法人税制が適用される場合の当該親会社が作成する連結財務諸表に適用されます。

現行の税効果適用指針では、グループ法人税制が適用さ

れる場合^{※10}の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いについて、「当該子会社株式等を売却した企業の個別財務諸表において、当該売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税金資産または繰延税金負債の額は修正しない」^{※11}とされています（税効果適用指針39項）。

しかしながら、税引前当期純利益と税金費用を合理的に対応させることが税効果会計の目的（「税効果会計に係る会計基準」第一）とされている中で、現行の税効果適用指針での取扱いは、連結決算手続上、消去される取引に対して税金費用を計上するものであり、税引前当期純利益と税金費用が必ずしも対応していないとの意見を踏まえ、検討を行った結果、現行の取扱いの見直しが提案されることとなりました。

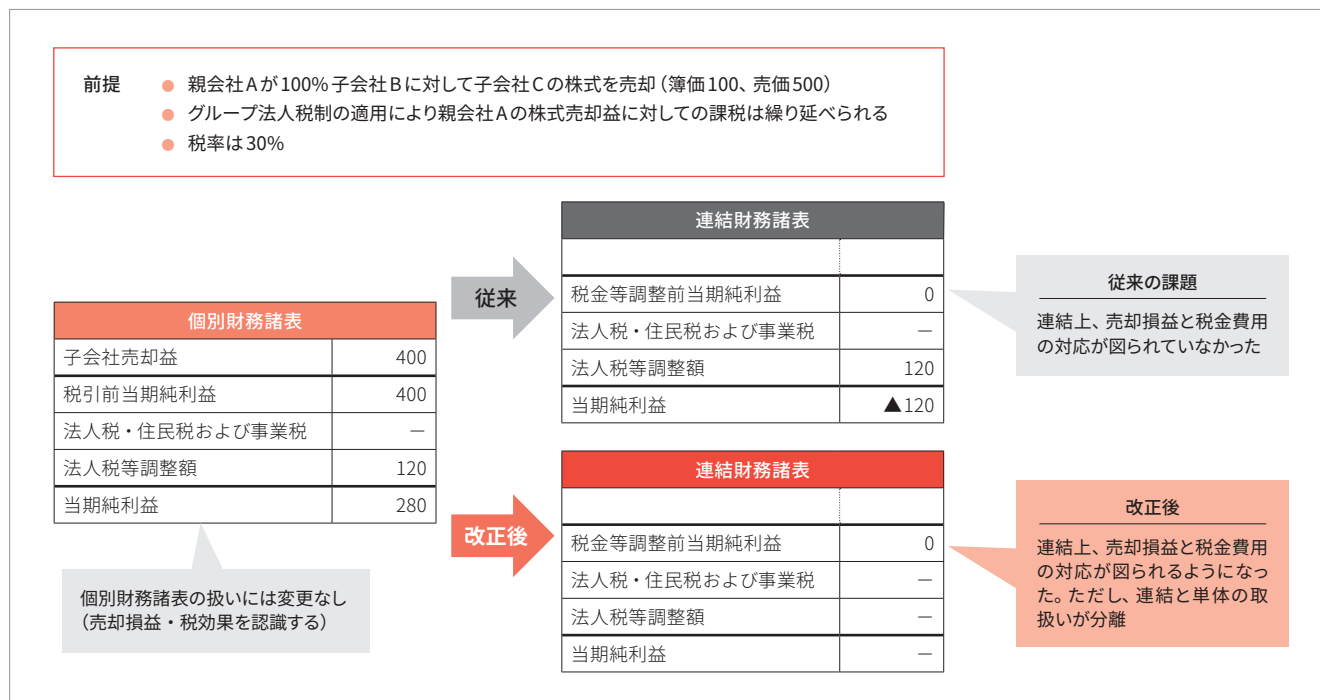
具体的には、前述の要件、すなわち100%子会社を所有する親会社で、その100%子会社同士あるいは当該親会社とその100%子会社との間で、当該親会社あるいはその100%子会社が所有する子会社株式等を売却し、当該売却に伴い生じた売却損益について、グループ法人税制が適用される場合に該当するとき、連結財務諸表において以下の処理を行うことが提案されています（〔〕は引用者追記）。

- (1) 子会社株式等を売却した企業の個別財務諸表において、売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を消去する。〔税効果適用指針改正案39項〕
- (2) 購入側の企業による当該子会社株式等の再売却等、法人税法第61条の11に規定されている、課税所得計算上、繰り延べられた損益を計上することとなる事由についての意思決定がなされた時点において、当該消去額を戻し入れる。〔税効果適用指針改正案39項〕
- (3) 子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来減算一時差異については従前、繰延税金資産を計上する必須要件の一つとして、子会社株式等の売却を予測可能な将来の期間に行う意思決定または実施計画の存在が定められていたが、本改正案

※10 連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益について、税務上の要件を満たし課税所得計算において当該売却損益を繰り延べる場合（法人税法第61条の11）。

※11 法人税等会計基準改正案「コメントの募集及び本公開草案の概要」8ページ

図表4：税効果適用指針の改正後、連結財務諸表に与える影響



の要件を満たし課税所得計算において売却損益を繰り延べる場合は例外とすることが新たに定められた。[税効果適用指針改正案22項]

- (4) 子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来加算一時差異については従前、繰延税金負債の計上が必要となる要件の一つとして、子会社株式等の売却を予測可能な将来の期間に行う意思の不存在を定めていたが、本改正により、たとえ当該意思が存在していても、本改正案の要件を満たし課税所得計算において売却損益を繰り延べる場合においては、当該意思の不存在と同様の取扱いをすることが定められた。[税効果適用指針改正案23項]

上記の基準が実際にどのように財務諸表に影響するかを、事例を用いて確認していきましょう(図表4)。

内容は、グループ法人税制の適用される会社グループの親会社Aが完全子会社のBに対して、子会社Cの株式を売却した場合の数値事例です。

個別財務諸表上では売却損益が計上され、その一時差異に対して法人税等調整額が計上されています。一方で、連結財務諸表上では親子会社間取引であるため売却損益は相殺消去されていますが、現行の税効果適用指針に従い税効果分は消去されず残存しています。

結果的に、税金等調整前当期純利益がゼロであるにもかかわらず税金費用120が計上され、必ずしも適切に対応していないと言えます。

一方で改正後においては、連結上も売却損益・税効果分の双方が消去され、税金等調整前当期純利益と税金費用が対応しています。

3.2 課題

本公開草案の適用に伴い、従前と会計処理が変更になりますので、注意が必要です。また、結果的にはありますが、連結上の不整合が解消したものの、連結と単体の不整合が発生することになります。この点、会計処理を行う際に関係者同士でしっかりと意思疎通しておくことが必要になります。

4 適用時期・経過措置

(1) 適用時期

本公開草案は、2024年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用が始まり、2023年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から早期適用することができるとされています(図表5、法人税等会計基準改正案20-2項、包括利益会計基準改正案16-5項、税効果適用指針改正案65-2項(1))。

図表5：本公開草案の適用時期・改正項目・経過措置

2022年4月～	2022年4月～	2024年4月	2025年4月
(確定見込み)	早期適用	適用	適用

改正項目	経過措置
税金費用の区分	遡及適用を行わないことができる
グループ法人税制における税効果	特に経過措置を設けない(遡及適用)

(2) 経過措置

経過措置については、次のように提案されています。「税金費用の計上区分については、会計方針の変更による累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用することができる」^{※12} (法人税

※12 法人税等会計基準改正案「コメントの募集及び本公開草案の概要」11ページ

等会計基準改正案20-3項)。

一方でグループ法人税制に係る改正については、「特段の経過的な取扱いを定めない」としています^{※13} (税効果適用指針改正案163項(2))。その理由として、「本公開草案の対象となる取引は、売却元企業の税務申告書に譲渡損益調整勘定等として記載されているため、過去の期間における対象取引の把握は可能と考えられる」こと、および従来の実務においても税効果会計の適用の観点から、「購入側の企業における再売却等についての意思の有無」を捕捉してできていたと考えられ、「遡及適用が困難となる可能性は低いと考えられる」ことが挙げられています。

※13 法人税等会計基準改正案「コメントの募集及び本公開草案の概要」12ページ

神林 徹 (かんばやし とおる)

PwCあらた有限責任監査法人 企画管理本部 ディレクター
 2012年公認会計士登録。2008年12月に入所以来、テクノロジー・エンターテインメント業界において監査の実務経験を積み、2017年にマネージャーとなって以降、法人内部の品質管理にも携わっている。2021年からPwC英国に拠点を持つGlobal Assurance Qualityチームに出向し、PwCグローバルネットワーク共通で使用されるグローバル研修の作成業務に従事(現任)。

メールアドレス：toru.kambayashi@pwc.com

2030年のSX戦略

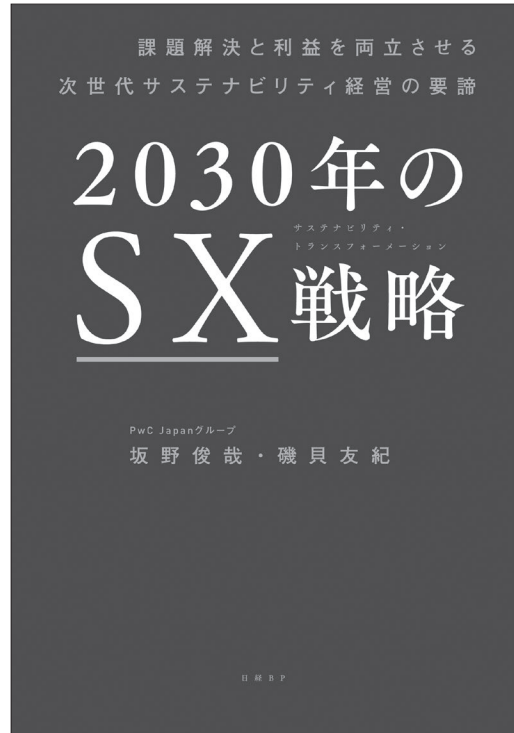
——課題解決と利益を両立させる

次世代サステナビリティ経営の要諦

近年の気候変動や人権、生物多様性といった企業を取り巻くサステナビリティアジェンダの広がりに伴い、それらに対応する国際的な規制の策定や見直しが進展し、多くの企業にとってサステナビリティ経営の推進は喫緊の課題となっています。日本企業においてもサステナビリティ経営に向けた変革である「サステナビリティ・トランスフォーメーション (SX)」への関心が高まり、長期的な成長に不可欠な経営課題として検討が始まっています。

2021年4月刊行の『SXの時代』では、サステナビリティ経営の全体像や、「トレードオフからトレードオン」にビジネスモデルを転換する具体的な取り組みを豊富な事例とともに紹介したもので、企業の経営トップの方々からも大きな反響をいただきました。その一方で、「いつまでに何をすればいいのかより具体的に知りたい」といったご要望もいただきました。

本書では2030年までの近い未来に、サステナビリティ領域において起こり得る世の中の動きを業界別に示し、未来のサステナビリティ経営の指針となり得る2つのフレームワークとして、「サステナビリティの未来シナリオ」と、投資判断の考え方である「SXの方程式」を提示します。



PwC Japanグループ
坂野俊哉、磯貝友紀 著
四六判 400ページ
2,000円 (税抜)
2022年4月発行
日経BP

会社法計算書類の実務

——作成・開示の総合解説 (第14版)



本32 改正会社法に対応した
決月0 最新の開示例を数多く収録
算期2
必以2
携降年
!の
◆最近公表の新会計基準等の概要を巻頭で整理
◆実務を通じて蓄積された情報も織り込んで解説
◆リファレンスしやすい「事例」「用語」の索引付き
中央経済社

PwCあらた有限責任監査法人 編
A5判 752ページ
5,700円 (税抜)
2022年2月発行
中央経済社

税効果会計の実務ガイドブック

——基本・応用・IFRS対応

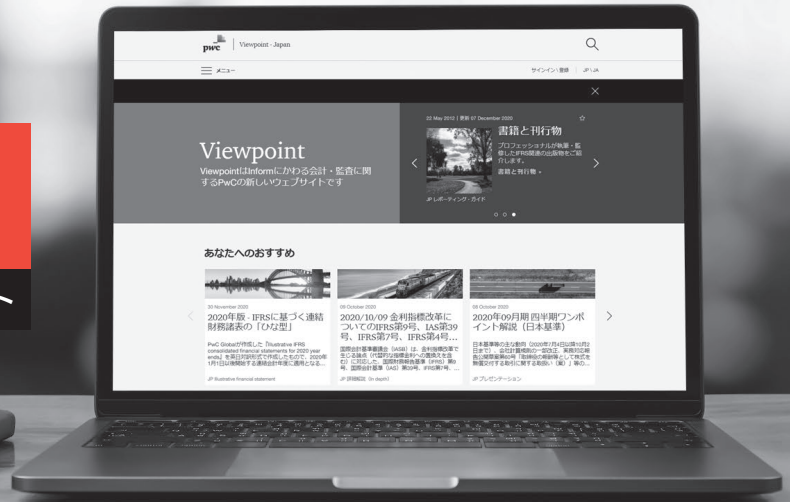


制度趣旨から組織再編や
グループ通算制度における
取扱い等まで網羅的に解説
具体的な設例や図解、コラムを通じて理解が深まる!
中央経済社

PwCあらた有限責任監査法人 編
A5判 370ページ
4,000円 (税抜)
2021年11月発行
中央経済社

Viewpoint

会計・監査に関するPwCの総合情報サイト



Viewpointとは、これまでのInformに置き換わる、会計・監査に関する情報を提供するPwCのグローバルのデジタル・プラットフォームです。Viewpointは、IFRS関連情報が中心ですが、US GAAP（米国会計基準）、日本基準についても取り上げています。Viewpointには、日本サイト（日本語）だけでなく、GlobalサイトやUSサイトもあります。

Viewpointの特徴（今後の新機能）のご紹介

●リアルタイムなアップデートとパーソナライズ

ユーザーが登録した好みを中心にコンテンツが整理されますが、Viewpointを使えば使うほど、ユーザーに最適な情報をタイムリーに提供します。

●直感的な検索機能（予測変換）

よく検索される用語に基づいて、おすすめの用語やガイダンスが表示され、必要な情報にすばやくアクセスできます。

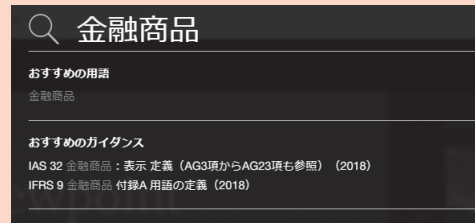
●PwCの専門家によって編集されたコンテンツページ

コンテンツページを閲覧しているときに、サイドパネル上で関連リンクを見ることができます。また、ユーザーが最初にアクセスするページにホットピックを集め、関連するニュースや解説資料をワンストップで探すことができます。

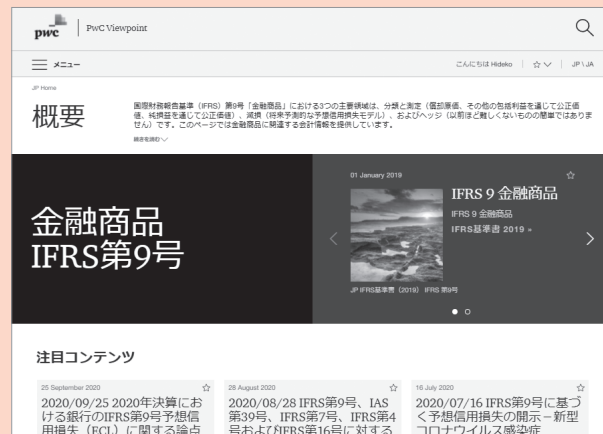
●メニューナビゲーション

クリック数を最低限に抑えて、人気コンテンツにアクセスできます。

▼直感的な検索機能（予測変換）



▼PwCの専門家によって編集されたコンテンツページ



いつでも、どこでも、Viewpointは
あなたに最適な情報をお届けします。

外出先で

Viewpointは、モバイルやタブレット、PCで検索履歴などを共有し、シームレスに連携します。また、タイムリーに更新された情報に容易にアクセスできます。

オフィスや自宅で

直感的なインターフェースとナビゲーションにより、必要な情報を容易に見つけることができます。検索に役立つ予測検索機能は、必要ときに必要なものを見つけるのに役立ちます。

チーム内で

SNSなどでのコンテンツ共有機能を使って、チームのメンバー同士で瞬時にPwCのインサイトを共有し、スピード感をもって、重要なトピックを把握することができます。

Viewpointのコンテンツ

Viewpointには、次の3つのコンテンツがあります。

無料コンテンツ

IFRSの速報や速報解説など、どなたでもご覧いただけるコンテンツです。

無料登録会員コンテンツ

(Viewpointサイト上で登録可能)

IFRSおよび日本基準の比較、IFRSに基づく連結財務諸表のひな型など、PwCのナレッジを集約したコンテンツです。

有料会員コンテンツ

IFRS基準書やPwC IFRSマニュアル、詳細解説などIFRSに関する詳細なガイドランスです。

Viewpointの特徴のひとつであるパーソナライズを有効に使うため、まずは無料登録会員の登録からはじめましょう。

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

● ニュースレターご登録

Viewpoint日本サイトでは、更新情報や便利な機能のご紹介など、E-Mailで無料にてお届けするニュースレターを月1回無料で配信しています。是非ご登録ください。

ニュースレター 新規登録






















<https://forms.jp.pwc.com/public/application/add/329>

コンタクト PwCあらた有限責任監査法人 Viewpoint事務局

E-mail: jp_aarata_viewpoint-mbx@pwc.com

海外PwC日本語対応コンタクト一覧

PwCは、全世界156カ国、29万人以上のスタッフによるグローバルネットワークを生かし、クライアントの皆さまを支援しています。ここでは各エリアの代表者をご紹介します。

	担当国・地域	写真	担当者名	電話番号	メールアドレス
アジア太平洋	中国大陸および香港		高橋 忠利 Tadatoshi Takahashi	+86-139-198-9251	toshi.t.takahashi@cn.pwc.com
	中国 (華中・華北)		吉田 将文 Masafumi Yoshida	+86-150-27-756	masafumi.g.yoshida@cn.pwc.com
	中国 (華南・香港・マカオ)		柴 良充 Yoshimitsu Shiba	+852-2289-1481	yoshimitsu.shiba@hk.pwc.com
	台湾		奥田 健士 Kenji Okuda	+886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
	韓国		原山 道崇 Michitaka Harayama	+82-10-6404-5245	michitaka.h.harayama@pwc.com
	シンガポール・ミャンマー		平林 康洋 Yasuhiro Hirabayashi	+65-9627-3441	hiro.hirabayashi@pwc.com
	マレーシア		杉山 雄一 Yuichi Sugiyama	+60-3-2173-1191	yuichi.sugiyama@pwc.com
	タイ・カンボジア・ラオス		魚住 篤志 Atsushi Uozumi	+66-2-844-1157	atsushi.uozumi@pwc.com
	ベトナム		今井 慎平 Shimpei Imai	+84-90-175-5377	shimpei.imai@pwc.com
	インドネシア		菅原 竜二 Ryuji Sugawara	+62-21-5212901	ryuji.sugawara@pwc.com
	フィリピン		東城 健太郎 Kentaro Tojo	+63-2-8459-2065	kentaro.tojo@pwc.com
	オーストラリア・ニュージーランド		江川 竜平 Ryohei Ekawa	+61-401-714-174	ryohei.a.ekawa@pwc.com
	インド・バングラデシュ・ネパール・スリランカ		座喜味 太一 Taichi Zakimi	+91-6366-440227	taichi.z.zakimi@pwc.com
欧州・アフリカ	英国		小堺 亜木奈 Akina Kozakai	+44-7483-391-093	akina.a.kozakai@pwc.com
	フランス		猪又 和奈 Kazuna Inomata	+33-1-5657-4140	kazuna.inomata@avocats.pwc.com
	ドイツ		藤村 伊津 Itsu Fujimura	+49-211-981-7270	itsu.x.fujimura-hendel@pwc.com
	オランダ		新井 赫 Akira Arai	+31-61-890-9968	akira.a.arai@pwc.com
	ルクセンブルク		又木 直人 Naoto Mataki	+352-621-333-735	naoto.m.mataki@pwc.com
	スイス		佐藤 晃嗣 Akitsugu Sato	+41-58-792-1762	sato.akitsugu@pwc.ch
	ベルギー・中東欧全域・ロシア		森山 進 Steve Moriyama	+32-2-710-7432	steve.moriyama@pwc.com
米州	カナダ		北村 朝子 Asako Kitamura	+1-604-806-7101	asako.kitamura-redman@pwc.com
	米国		椎野 泰輔 Taisuke Shiino	+1-347-326-1264	taisuke.shiino@pwc.com
	メキシコ		志村 博 Hiroshi Shimura	+52-1-55-6965-6226	hiroshi.s.shimura@pwc.com

(2022年7月1日現在)

日本企業の海外事業支援の詳細はWebをご覧ください。
<https://www.pwc.com/jp/ja/issues/globalization.html>





The New Equation

変わりゆく世界で成功し続けるために

The New Equation は、PwC の新たな経営ビジョンです。
多岐にわたる分野の多様なプロフェッショナルがスクラムを組み、
「人」ならではの発想力や経験と「テクノロジー」によるイノベーションを融合しながら、
ゆるぎない成果を実現し、信頼を構築します。

It all adds up to The New Equation.

PwC Japan グループ

PwC あらた有限責任監査法人
PwC アドバイザリー合同会社

PwC 京都監査法人
PwC 税理士法人

PwC コンサルティング合同会社
PwC 弁護士法人

本誌に関するご意見・ご要望ならびに送付先変更などのご連絡は、下記までお願いいたします。
jp_llc_pwcs-view@pwc.com

PwC あらた有限責任監査法人
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
Tel: 03-6212-6800 Fax: 03-6212-6801

PwC Japan グループは、日本における PwC グローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社 (PwC あらた有限責任監査法人、PwC 京都監査法人、PwC コンサルティング合同会社、PwC アドバイザリー合同会社、PwC 税理士法人、PwC 弁護士法人を含む) の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ティールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

© 2022 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.
PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network.
Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.